

第2期能登町公共施設個別施設計画

(案)



令和8年 月
石川県能登町

目 次

1 章 公共施設個別施設計画の概要

1	計画策定の背景と目的	1-1
2	計画期間	1-2
3	計画の位置づけ	1-2
4	対象施設	1-3

2 章 公共施設を取り巻く現状と課題

1	人口の状況	2-1
2	財政の状況	2-3
3	公共施設の状況	2-8
4	本町の公共施設が抱える課題	2-13

3 章 基本方針と検討にあたっての視点

1	基本方針	3-1
2	検討にあたっての基本原則	3-3

4 章 個別施設の再編方針

1	再編方針を検討する手順	4-1
2	施設分類別の保有優先度	4-1
3	個別施設単位での検討	4-7
4	再編の手法	4-8
5	個別施設の今後の方向性	4-13
	町民文化系施設	4-15
①	集会所	4-15
②	公民館	4-18
③	図書館	4-20
④	文化センター	4-20
⑤	研修施設	4-21
	社会教育系施設	4-22
①	博物館等	4-22
②	美術館	4-23
	スポーツ・レクリエーション施設	4-24

① 体育館	4-24
② 野球場	4-25
③ 競技場	4-26
④ テニスコート	4-27
⑤ 武道館	4-27
⑥ 観光施設	4-28
⑦ その他観光施設	4-28
⑧ 飲食等施設	4-29
⑨ 宿泊施設	4-31
⑩ 温浴施設	4-34
 産業系施設	4-35
① 農業振興施設	4-38
② その他農業振興施設	4-36
③ 漁業振興施設	4-36
④ 産業振興施設	4-37
⑤ 特産物直売所	4-38
 学校教育系施設	4-39
① 小学校	4-39
② 中学校	4-40
 子育て支援施設	4-41
① 保育所	4-41
② 児童館	4-42
 保健・福祉施設	4-43
① 社会福祉施設	4-43
② 介護福祉施設	4-44
③ 老人福祉施設	4-45
 行政系施設	4-46
① 消防庁舎	4-46
② その他消防施設	4-46
③ 行政庁舎	4-48
④ 総合支所	4-48
⑤ その他行政系施設	4-49
 公園	4-51
① 公園施設	4-51
 供給処理施設	4-52

① 廃棄物処理施設	4-52
② 火葬場	4-52
③ 葬祭場	4-53
④ その他供給処理施設	4-54
その他	4-55
① 公共交通施設	4-55
② トイレ	4-55
複合施設	4-57
用途廃止施設／譲渡検討施設	4-58
① 旧施設	4-58
② 普通財産	4-59
③ 譲渡検討施設	4-60

5章 再編の効果

1 公共施設延床面積の削減効果	5-1
2 今後の課題	5-3

6章 計画の推進方策

1 計画を着実に推進するための方針	6-1
2 計画の進捗管理・見直し	6-1
3 推進体制	6-2
4 計画推進にあたっての施設改修方針とその財源	6-2
5 本計画の対象施設ではない施設との連携	6-3

1章 公共施設個別施設計画の概要

1 計画策定の背景と目的

全国的に、建築系公共施設は老朽化が進行し、今後多くの施設が更新等の時期を迎える一方、人口減少や少子高齢化に伴う税収の減少等により、更新費用等の財源不足が見込まれている。

今回の「第2期能登町公共施設個別施設計画（以下「本計画」という。）」の策定は、「能登町公共施設等総合管理計画」の基本的な方針に基づき、次の世代に負担を先送りしないよう施設の長寿命化や更新だけでなく、将来を見据えた町の公共サービス・公共施設のあり方を改めて整理するものである。

本計画は、今後も町民に必要なサービスを提供していくために、各公共施設の今後の方向性、対策の優先順位の考え方や対策内容、実施時期等を具体化することにより、公共施設をマネジメントし、「持続可能な能登町」を目指すことを目的とする。

今回、令和6年能登半島地震・奥能登豪雨による影響を加味した内容に更新する必要があり、能登町復興計画の内容もふまえた第2期計画として改定する。

2 計画期間

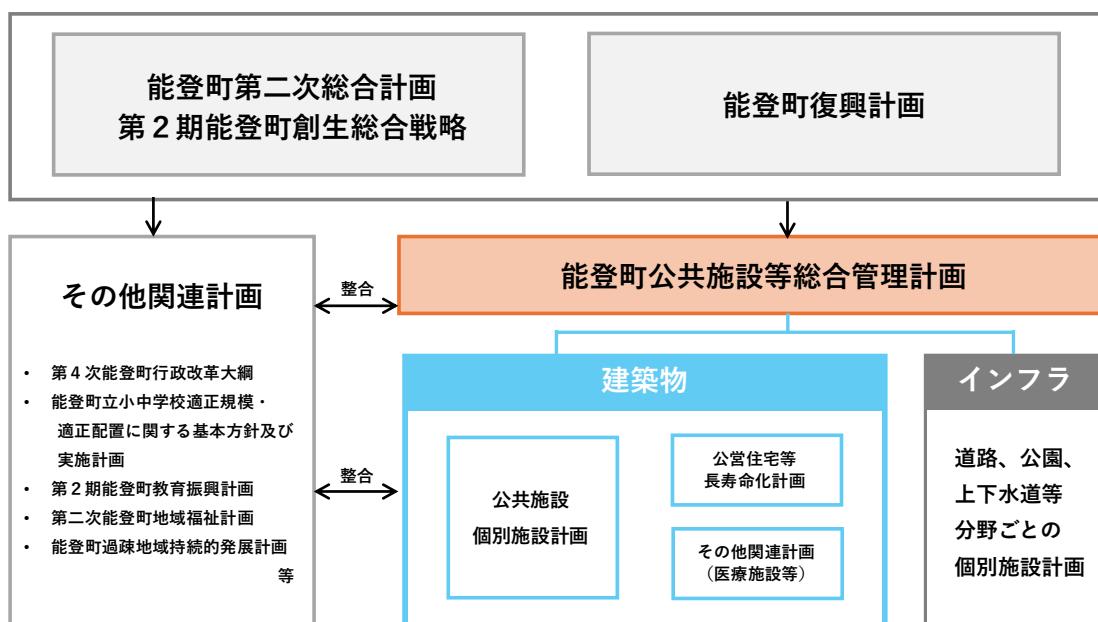
本計画の計画期間は、令和 8 (2026) 年度から令和 27 (2045) 年度までの 20 年間とする。5 年前の令和 3 年度に計画策定を行い、5 年ごとに計画の見直しを行っており、今回は第 2 期である。

なお取組状況の進捗や財政状況、社会情勢等に応じ、適宜見直すこととする。

	計画	2021-2030	2031-2040	2041-2050
第 1 期	◎能登町公共施設等総合管理計画 ●能登町公共施設個別施設計画		計画期間 2021～2040	
第 2 期	◎能登町公共施設等総合管理計画 ●能登町公共施設個別施設計画			計画期間 2026～2045
第 3 期	◎能登町公共施設等総合管理計画 ●能登町公共施設個別施設計画			計画期間 2031～2050

3 計画の位置づけ

能登町公共施設等総合管理計画の実効性を高めるための「個別施設における必要な対策や実施時期についての方向性を具体的に示す計画」として位置付ける。



4 対象施設

本計画の対象施設は、現在本町が保有している公共施設のうち、町営住宅、医療施設及びトイレ設備のないバス待合所を除いたものとする。

表 1-1：本計画の対象施設数及び延床面積

令和 7 年 4 月 1 日現在

大分類	小分類	具体的施設	施設数	延床面積 (m ²)
町民文化系施設	集会所	集会所	44	5,199
	公民館	公民館、公民館分館	14	9,698
	図書館	柳田教養文化館	1	696
	研修施設	姫交流センター、内浦多目的交流研修施設	2	1,074
社会教育系施設	博物館等	能登町真脇遺跡縄文館、能登内浦のドブネ収蔵庫、能登町文化財収蔵庫等	5	5,281
	美術館	羽根万象美術館	1	606
スポーツ・レクリエーション施設	体育館	内浦体育館、能都第二体育館等	5	8,122
	野球場	柳田野球場、内浦野球場等	3	210
	競技場	内浦陸上競技場多目的広場、藤波運動公園多目的広場	2	621
	テニスコート	屋内テニスコート、藤波運動公園管理中央センター	2	4,670
	武道館	内浦第二体育館	1	1,003
	観光施設	のと九十九湾観光交流センター、大屋根広場等	3	1,081
	その他観光施設	九十九湾園地、赤崎海岸休憩舎等	5	829
	飲食等施設	柳田植物公園内飲食等施設	3	713
	宿泊施設	うしつ荘、やなぎだ荘等	8	11,116
	温浴施設	縄文真脇温泉浴場、やなぎだ荘温泉センター	2	728
産業系施設	農業振興施設	農林産物加工施設、ブルーベリー普及センター	2	168
	その他農業振興施設	七見台潮騒体験農園管理棟	1	175
	漁業振興施設	宇出津港水産物鮮度保持施設、宇出津港水産物加工処理施設	2	2,116
	産業振興施設	能登海洋深層水施設	1	426
	特産物直売所	桜峠直売所、鮭尾直売所	2	149

大分類	小分類	具体的施設	施設数	延床面積 (m ²)
学校教育系施設	小学校	小学校	5	24,054
	中学校	中学校	4	20,616
子育て支援施設	保育所	保育所	3	2,429
	児童館	こどもみらいセンター、まつなみキッズセンター	2	1,500
保健・福祉施設	社会福祉施設	能登七見健康福祉の郷なごみ	1	2,527
	介護福祉施設	デイサービスセンター	3	1,092
	老人福祉施設	老人憩の家、笹ゆり荘	3	1,300
行政系施設	消防庁舎	消防署、消防署分署	3	3,908
	その他消防施設	消防団分団詰所	14	3,090
	行政庁舎	能登町役場	1	6,414
	総合支所	柳田総合支所	1	494
	その他行政系施設	情報ネットワークセンター、柳田地区水防倉庫等	5	2,408
公園	公園施設	真脇遺跡公園、柳田植物公園（管理施設）	2	1,357
供給処理施設	廃棄物処理施設	衛生センター、能都埋立処分場	2	1,244
	火葬場	能登三郷斎場（火葬場）	1	1,590
	葬祭場	能登三郷斎場（多目的交流センター）	2	1,541
	その他供給処理施設	環境資材倉庫	1	346
その他	公共交通施設	小木港バス待合所、柳田天坂バス停留所等	3	152
	トイレ	岩井戸休憩所、秋吉あまめはぎ公園便所等	6	180
町民文化系施設（複合）		鵜川支所・公民館	1	887
		コンセールのと	1	1,997
		小木地域交流センター	1	907
行政系施設（複合）		内浦総合支所	1	1,888
用途廃止施設	旧施設	旧神野小学校、旧三波小学校、旧訪問看護ステーション、旧宇出津公民館等	6	4,415
	普通財産	旧内浦町農業総合センター、旧柳田分署等	7	3,020
譲渡検討施設		能登海洋水産研究センター	1	1,044
			合計	189
				145,081

※ 延床面積は小数点以下を四捨五入しているため、全てを足したものと合計値は相違する。

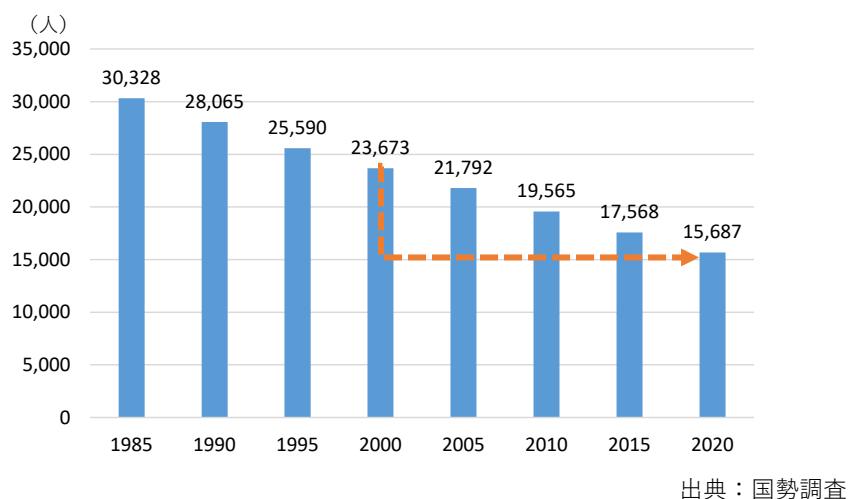
2章 公共施設を取り巻く現状と課題

1 人口の状況

(1) 総人口の推移

本町の総人口は減少傾向が続いている、令和2(2020)年国勢調査における人口は15,687人、平成12年(2000年)から令和2年(2020年)の20年間で7,986人(33.7%)減少している。

図2-1：総人口の推移



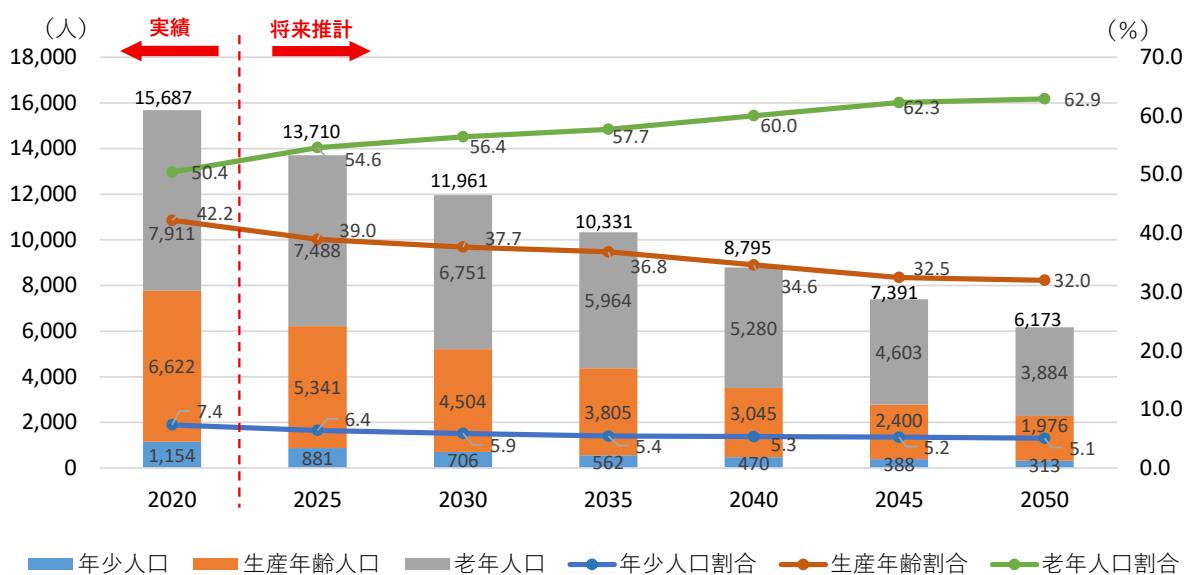
出典：国勢調査

(2) 人口の将来推移（推計）

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、総人口は 2050 年には 6,173 人と推計され、2020 年と比較すると 30 年で約 60% の減少とされている。

年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）、老人人口（65 歳以上）の構成比率は、2020 年と 2050 年で年少人口が 7.4→5.1%、生産年齢人口が 42.2%→32.0%、老人人口が 50.4%→62.9% と高齢化率が上昇する。

図 2-2：人口の将来推移



出典：国立社会保障・人口問題研究所「市区町村別の男女・年齢階級別将来推計人口」

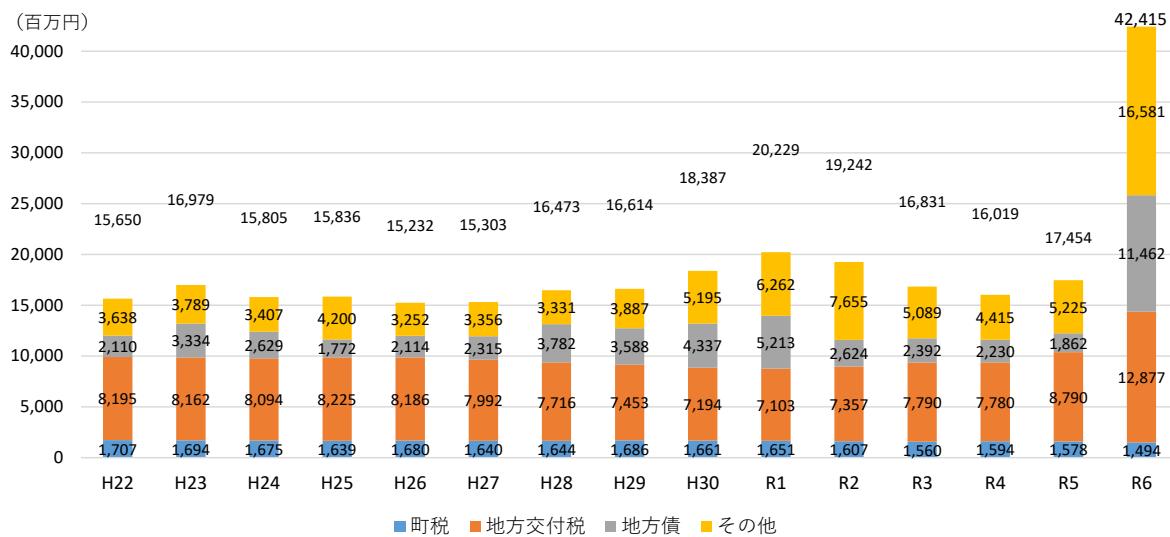
※2020 年は国勢調査の人口、2025 年以降は将来推計人口

2 財政の状況

(1) 島入の状況

令和6年度は、令和6年能登半島地震および奥能登豪雨の影響により、過去最高の決算額となった。震災復興のための全国の方々からいただいた寄附金や災害復旧・復興関連の補助金・交付金などの臨時的な収入のため、「その他」の項目の割合が大きくなっている。自主財源である町税は年々減少傾向であり、地方交付税などに依存している状態で、将来負担への更なる影響が懸念される。

図2-3：普通会計決算の状況（島入）の推移

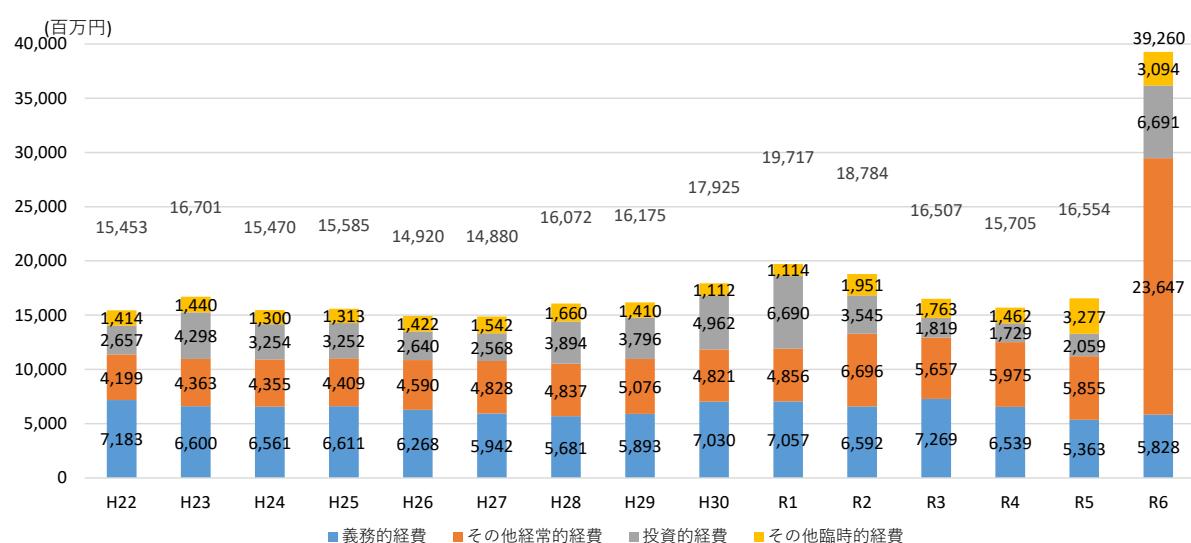


(2) 岁出の状況

平成 28 年度から投資的経費が増加しているが、令和元年度に庁舎建設事業が完了し、令和 2 年度から令和 5 年度は減少している。

令和 6 年度は歳入と同様に過去最高の決算額となった。その中でもその他経常的経費および投資的経費の割合が、令和 6 年能登半島地震および奥能登豪雨の影響による災害の復旧・復興に関する事業費のために増加した。

図 2-4：普通会計決算の状況（歳出）の推移



(3) 財政指標の推移

自主財源の比率を表す財政力指数は、0.2 から 0.19 に減少している。0.19 は石川県内市町で最も低い数値であり、財源に余裕のない厳しい状況であると言える。財政硬直化を示す経常収支比率は、平成 30 年度から行ってきた大型の繰上償還により、数値は年々改善していくが、今後は震災に係る起債の償還が増えることから、数値は悪化に向かう見込みであり、経常経費を削減していく必要がある。

図 2-5：財政力指数の推移

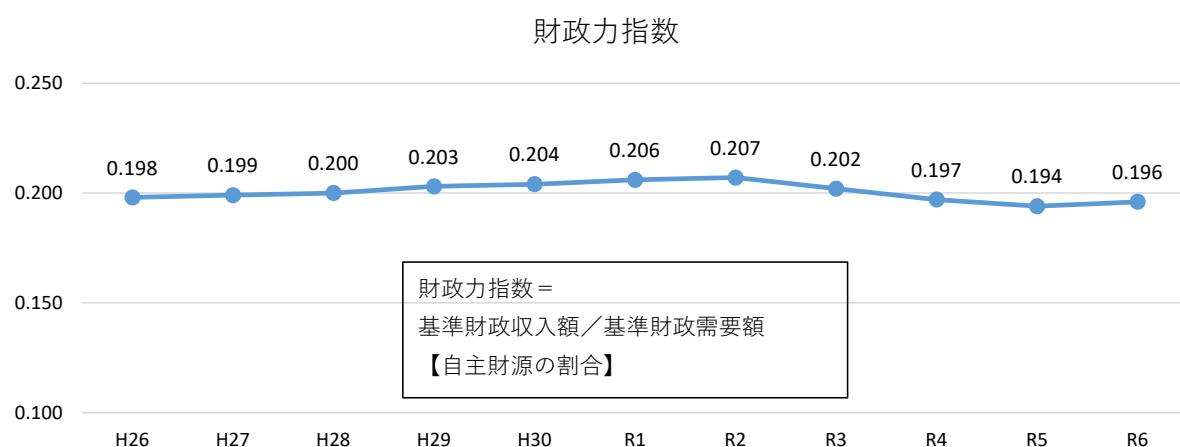
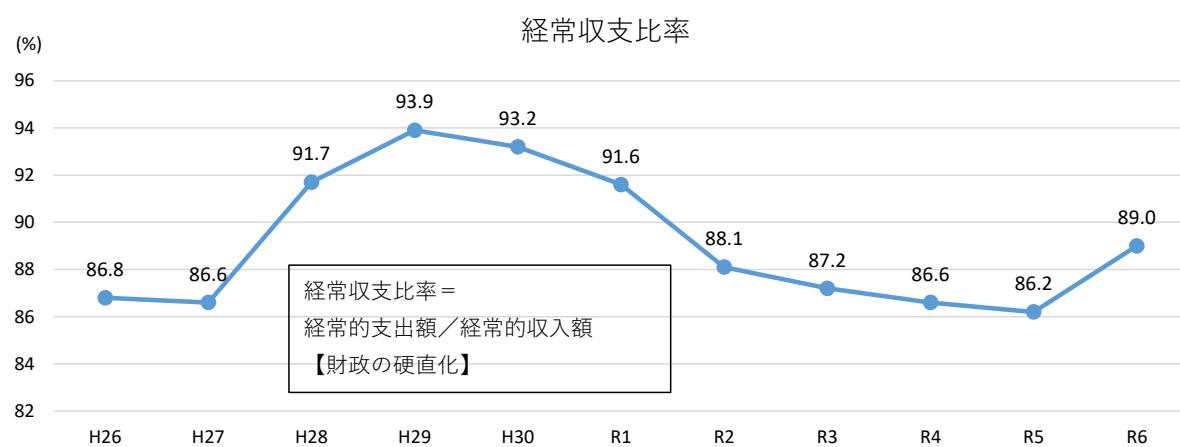


図 2-6：経常収支比率の推移



また、一般会計が負担する公債費と標準財政規模（経常的一般財源の規模）との割合を示す実質公債費比率は令和 5 年度までの大型繰上償還により減少していたが、災害復旧事業債等起債残高の大幅増によって悪化していくことが見込まれる。経常一般財源の確保のためにも、繰上償還を再開する必要がある。

地方債残高と標準財政規模の割合である将来負担比率は、平成 29 年度からの大型プロジェクトの実施により増加に転じており、令和元年度は大幅に上昇したが定時償還の進捗と、これまでの計画的な繰上償還により、着実に改善してきた。令和 5 年度は、財政調整基金・減債基金・令和 6 年能登半島地震復興基金への積み立てにより、充当可能基金残高が 21 億円増加し、将来負担比率は大幅減となり、平成 19 年度公表以来最低値となった。

図 2-7：実質公債費比率の推移

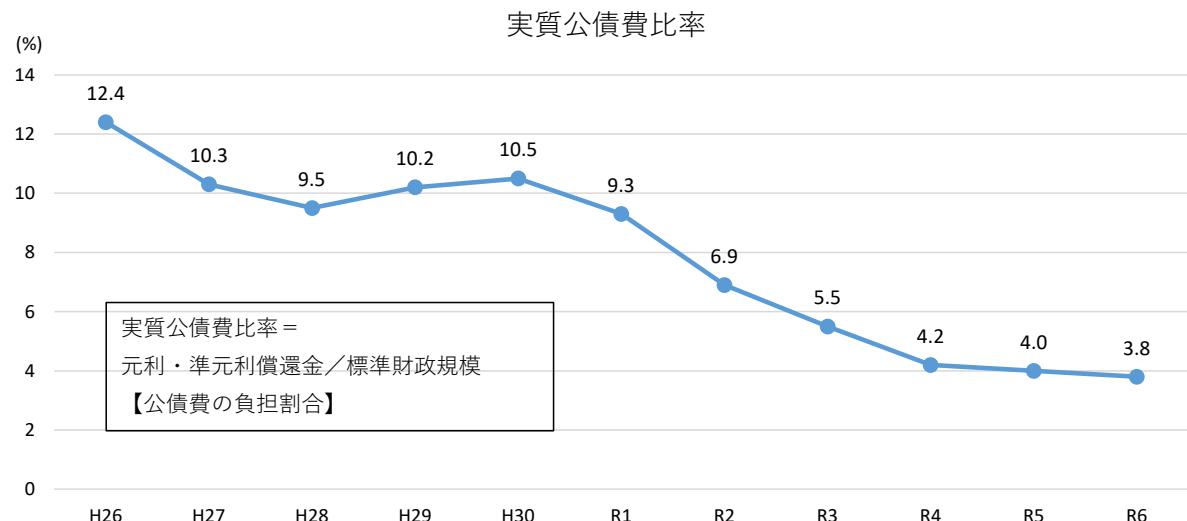
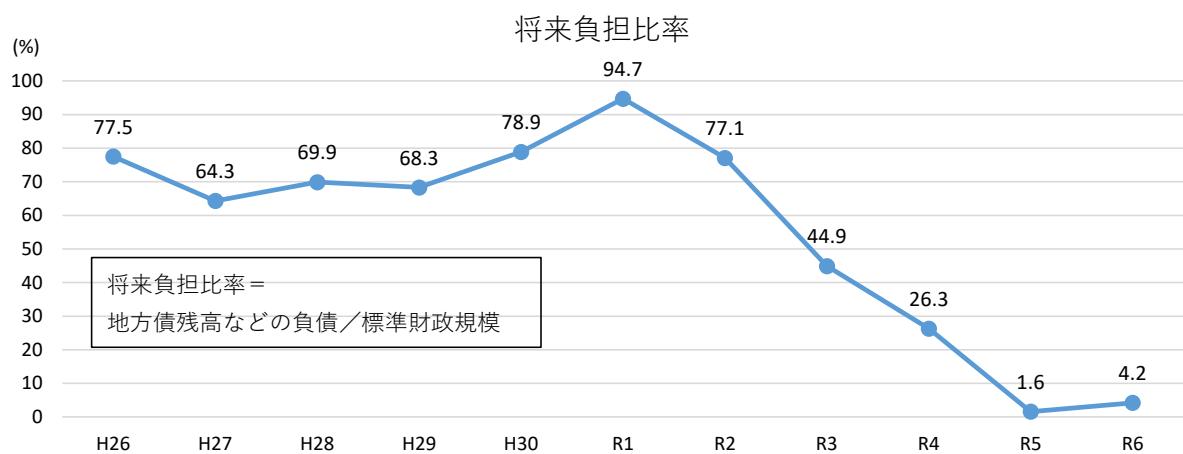


図 2-8：将来負担比率の推移



(4) 公共施設更新投資可能額の設定

令和6年度は、令和6年能登半島地震の影響で、その他の地方債の多額の発行があった。

公共施設の更新費用については、主に過疎対策事業債^{※1}でまかなうことになるが、過疎対策事業債は全国で配分額が決まっており、発行限度額が設定される。そのほか、緊急防災・減災事業債など政策推進や課題解決のため時限的に認められる特別な地方債が主な借入となる。本町の過去の借入実績や返済に充当可能な一般財源の規模等から、本計画期間における公共施設への投資可能額は年間「12.5億円」となった^{※2}。

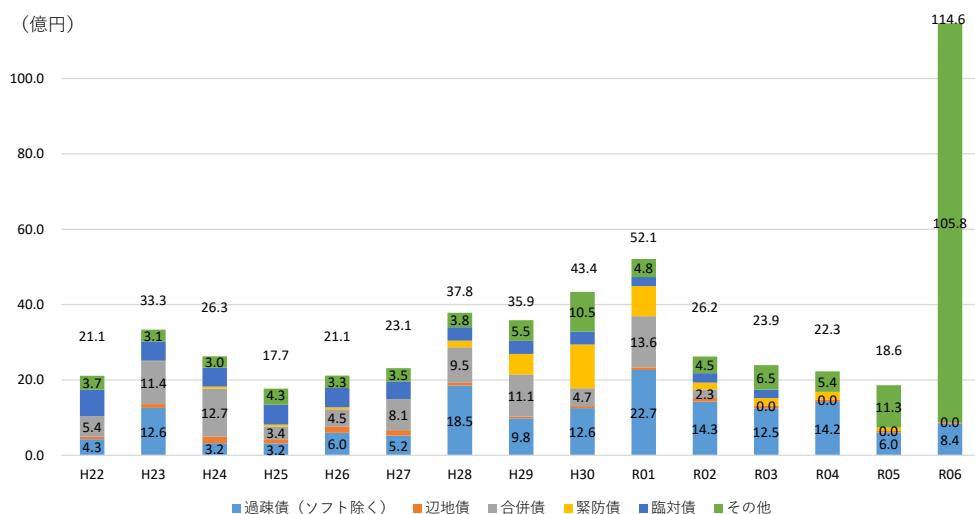
※1 過疎対策事業債とは

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により過疎地域とされた市町村が、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められる地方債。充当率は100%であり、その元利償還金の70%が普通交付税に算入される。

※2 次の財政状況を設定して試算。

- ① 過去の実績等から、過疎対策事業債発行限度額13億円、その他の地方債（緊急防災・減災事業債・公共事業等債など）発行額3.8億円とする。
- ② 地方債返済に充当可能な一般財源のうち、交付税が算入されない額（非算入公債費）の上限を6.8億円とする。
- ③ インフラ事業費9億円、県営事業等10億円とする（非算入公債費4.3億円）。
- ④ $6.8\text{億円} - 4.3\text{億円} = 2.5\text{億円}$ を公共施設整備における非算入公債費とする。
- ⑤ 上記設定における公共施設整備の事業費として、過疎対策事業債充当事業費8.7億円、その他起債充当事業費3.8億円と試算した。
(8.7億円+3.8億円=12.5億円（投資可能額）)

図2-9：地方債発行額内訳の推移

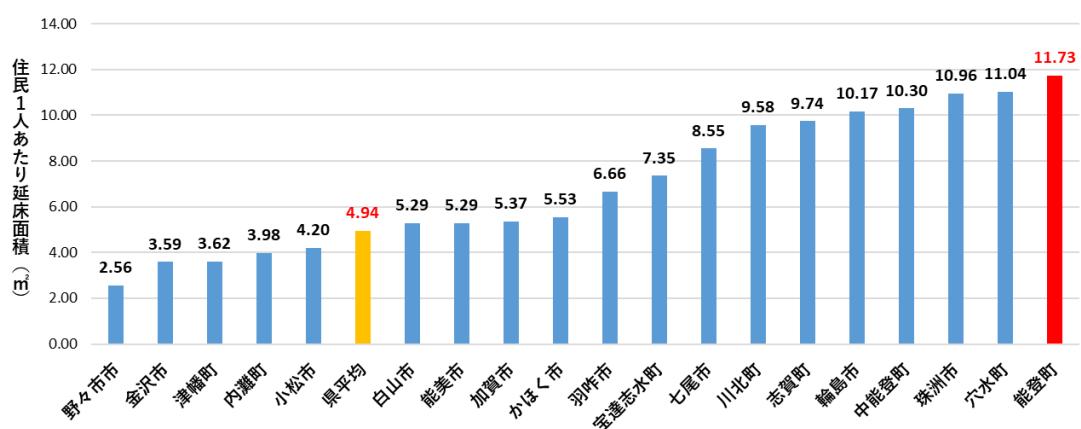


3 公共施設の状況

(1) 公共施設の総延床面積

令和7年4月1日現在、建築系公共施設は189施設、延床面積は145,081m²である。令和5年度公共施設状況調査では、住民1人あたりの建築系公共施設及び医療施設を除くその他建築系公共施設の延床面積は11.73m²と県内で最も多く、県平均の2.4倍程度にあたり、人口に対して公共施設が多いことがわかる。

図2-10：県内市町の住民1人あたり施設延床面積

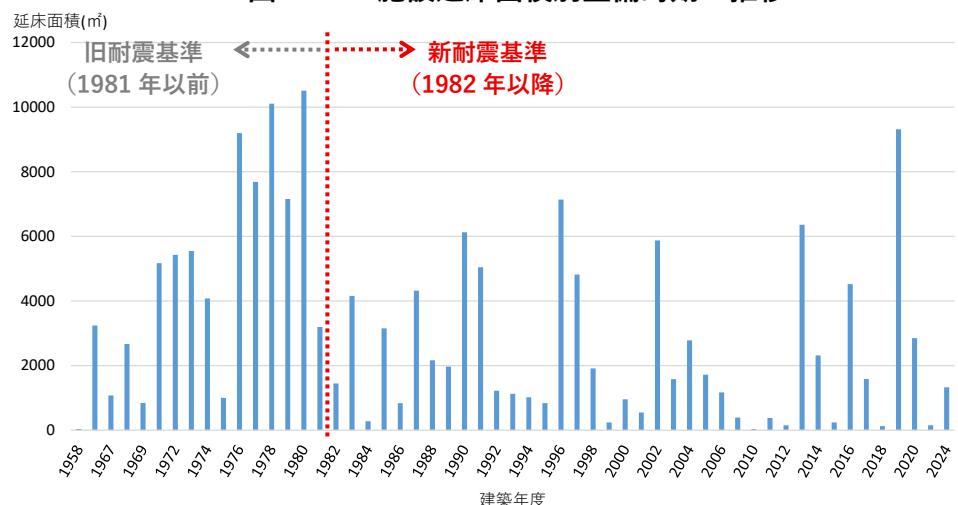


出典：令和5年度公共施設状況調査
住民基本台帳（令和6年3月）

(2) 公共施設の整備時期

建築系公共施設及びその他建築系公共施設の建設時期は、旧耐震基準^{※3}で建設された昭和45年(1970)年～昭和55(1980)年のものが多く、今後多くの施設で更新時期を迎えることになる。

図2-11：施設延床面積別整備時期の推移



※ 3 旧耐震基準とは

旧耐震基準とは昭和 25(1950)年から昭和 56(1981)年まで適用された耐震基準である。

新耐震基準は旧耐震の基準が補強され、震度 6 強～ 7 に達する程度の大規模地震動に對して安全を確保するという規定が加わった。

(3) 施設分類別の施設数と延床面積

建築系公共施設を大分類別にみると、施設数が最も多いのは町民文化系施設で 61 施設であり、そのうち集会所が 44 施設を占めている。延床面積では学校教育系施設が 44,670 m²で最も大きい。全国的な傾向と同様に学校教育施設の 1 施設あたりの延床面積が大きいことが影響している。施設数、延床面積ともに、スポーツ・レクリエーション施設が 2 番目に多く、34 施設、29,093 m²である。体育館やテニスコート及び宿泊施設など、1 施設あたりの延床面積が比較的大きい施設が多いことが挙げられる。

表 2-1：施設小分類別の施設数及び延床面積

大分類	小分類	施設数	延床面積(m ²)	m ² ／施設
町民文化系 施設	集会所	44	5,199	118
	公民館	14	9,698	693
	図書館	1	696	696
	研修施設	2	1,074	537
社会教育系 施設	博物館等	5	5,281	1,056
	美術館	1	606	606
スポーツ・ レクリエーション施設	体育館	5	8,122	1,624
	野球場	3	210	70
	競技場	2	621	310
	テニスコート	2	4,670	2,335
	武道館	1	1,003	1,003
	観光施設	3	1,081	360
	その他観光施設	5	829	166
	飲食等施設	3	713	238
	宿泊施設	8	11,116	1,390
	温浴施設	2	728	364
産業系施設	農業振興施設	2	168	84
	その他農業振興施設	1	175	175
	漁業振興施設	2	2,116	1,058
	産業振興施設	1	426	426
	特産物直売所	2	149	75
学校教育系 施設	小学校	5	24,054	4,811
	中学校	4	20,616	5,154
子育て支援 施設	保育所	3	2,429	810
	児童館	2	1,500	750
保健・福祉 施設	社会福祉施設	1	2,527	2,527
	介護福祉施設	3	1,092	364
	老人福祉施設	3	1,300	433
行政系施設	消防庁舎	3	3,908	1,303
	その他消防施設	14	3,090	221
	行政庁舎	1	6,414	6,414
	総合支所	1	494	494
	その他行政系施設	5	2,408	482
公園	公園施設	2	1,357	678
供給処理施設	廃棄物処理施設	2	1,244	622
	火葬場	1	1,590	1,590
	葬祭場	2	1,541	771
	その他供給処理施設	1	346	346
その他	公共交通施設	3	152	51
	トイレ	6	180	30
複合施設	鵜川公民館	1	887	887
	観光・地域交流センター	1	1,997	1,997
	小木地域交流センター	1	907	907
	内浦総合支所	1	1,888	1,888
用途廃止施設	旧施設	6	4,415	736
	普通財産	7	3,020	431
譲渡検討施設	譲渡検討施設	1	1,044	1,044

※延床面積は小数点以下を四捨五入しているため、全てを足したものと合計値は相違する。

(4) 地区別の保有延床面積

地区別の公共施設保有延床面積をみると、能都地区が 74,867 m² (51.60%) と最も多くを占めている。柳田地区は 32,259 m² (22.24%)、内浦地区は 37,952 m² (26.16%) となっている。

また、住民 1 人あたりの保有延床面積は、柳田地区で最も大きく、11.78 m² となっている。

施設数及び延床面積が 2 番目に多いスポーツ・レクリエーション施設のうち、体育館、野球場及び宿泊施設は旧町村ごとに整備され、保有している状況がうかがえる。

表 2-2：地区別の施設数及び延床面積

大分類	小分類	能都	柳田	内浦	計	単位
町民文化系 施設	集会所	23	14	7	44	施設
		2,693	1,751	754	5,199	m ²
	公民館	4	7	3	14	施設
		2,810	5,156	1,732	9,698	m ²
	図書館	—	1	—	1	施設
		—	696	—	696	m ²
	研修施設	1	—	1	2	施設
		732	—	342	1,074	m ²
社会教育系 施設	博物館等	4	1	—	5	施設
		4,423	858	—	5,281	m ²
	美術館	1	—	—	1	施設
		606	—	—	606	m ²
スポーツ・ レクリエーション 施設	体育館	2	1	2	5	施設
		3,072	1,397	3,653	8,122	m ²
	野球場	1	1	1	3	施設
		42	87	81	210	m ²
	競技場	1	—	1	2	施設
		551	—	70	621	m ²
	テニスコート	2	—	—	2	施設
		4,670	—	—	4,670	m ²
	武道館	—	—	1	1	施設
		—	—	1,003	1,003	m ²
	観光施設	2	—	1	3	施設
		154	—	927	1,081	m ²
	その他観光施設	—	—	5	5	施設
		—	—	829	829	m ²
	飲食等施設	—	3	—	3	施設
		—	713	—	713	m ²
	宿泊施設	3	4	1	8	施設
		5,402	4,261	1,452	11,116	m ²
	温浴施設	1	1	—	2	施設
		319	409	—	728	m ²
産業系施設	農業振興施設	1	1	—	2	施設
		130	39	—	168	m ²
	その他農業振興施設	1	—	—	1	施設
		175	—	—	175	m ²
	漁業振興施設	2	—	—	2	施設
		2,116	—	—	2,116	m ²
	産業振興施設	—	—	1	1	施設
		—	—	426	426	m ²
	特産物直売所	1	1	—	2	施設
		20	129	—	149	m ²

大分類	小分類	能都	柳田	内浦	計	単位
学校教育系施設	小学校	2	1	2	5	施設
		10,048	5,441	8,565	24,054	m ²
	中学校	1	1	2	4	施設
		6,193	4,457	9,966	20,616	m ²
子育て支援施設	保育所	2	1	—	3	施設
		1,671	759	—	2,429	m ²
	児童館	1	—	1	2	施設
		1,034	—	466	1,500	m ²
保健・福祉施設	社会福祉施設	1	—	—	1	施設
		2,527	—	—	2,527	m ²
	介護福祉施設	2	—	1	3	施設
		654	—	439	1,092	m ²
行政系施設	老人福祉施設	1	1	1	3	施設
		523	648	129	1,300	m ²
	消防庁舎	1	1	1	3	施設
		1,499	1,433	975	3,908	m ²
公園	その他消防施設	6	3	5	14	施設
		2,211	288	591	3,090	m ²
	行政庁舎	1	—	—	1	施設
		6,414	—	—	6,414	m ²
供給処理施設	総合支所	—	1	—	1	施設
		—	494	—	494	m ²
	その他行政系施設	1	3	1	5	施設
		645	1,199	565	2,408	m ²
その他	公共交通施設	1	1	—	2	施設
		114	1,243	—	1,357	m ²
	トイレ	2	—	—	2	施設
		49	49	54	152	m ²
複合施設	鵜川公民館	2	1	3	6	施設
		72	50	58	180	m ²
	観光・地域交流センター	—	—	—	1	施設
		887	—	—	887	m ²
用途廃止施設	小木地域交流センター	—	—	1	1	施設
		—	—	907	907	m ²
	内浦総合支所	—	—	1	1	施設
		—	—	1,888	1,888	m ²
譲渡検討施設	旧施設	4	—	2	6	施設
		4,154	—	261	4,415	m ²
	普通財産	2	1	4	7	施設
		844	358	1,819	3,020	m ²
施設数	87	52	50	189	施設	
延床面積	74,867	32,259	37,952	145,078.24	m ²	
地区別人口	7,079	2,738	4,959	14,776	人	
住民1人あたり保有延床面積	10.58	11.78	7.65	9.82	m ² /人	
地区別保有延床面積割合	51.60	22.24	26.16	100.00	%	

※1 延床面積は小数点以下を四捨五入しているため、全てを足したものと合計値は相違する。

※2 各地区の人口は、令和6年4月1日時点。

(5) 公共施設の更新に関する考え方の整理

能登町第二次総合計画（平成 27 年度）

能登町第二次総合計画の策定にあたり実施された町民並びに町出身者、中学生、高校生の意向調査によると、行財政改革で優先的に行うべきこととしては、「町有地（遊休地）や公共施設などの有効活用（売却・貸付など）」が最も多く、次いで「公共施設の統廃合」、「公共施設の運営の民間・住民団体への委託」となっており、総合計画の基本構想、基本計画の中で下記のとおり記載されている。

（能登町第二次総合計画（2016-2025）より抜粋）

- ・「公共施設の 統廃合・有効活用」
(基本構想 第3章施策の大綱 第7節)
- ・「公共施設においては、高度成長期に建設された施設の老朽化が進行するとともに、町村合併や人口減少の進行に伴い施設数の抑制や適正配置などが必要である。」
(基本計画 第1章分野別の施策 第7節 第2項)

4 本町の公共施設が抱える課題

(1) 公共施設の更新等に対する財源不足

高度経済成長期以降、時代の要請から全国的に積極的な社会資本整備が行われてきており、本町においても合併前の旧三町村においてそれぞれ当時の行政課題に応じ、公共施設の整備を行ってきた。先にも示したとおり、本町では建築系公共施設の老朽化が進行し、今後多くの施設が更新等の時期を迎える一方、人口減少や少子高齢化に伴う税収の減少等により、公共施設の更新等に対する財源不足が見込まれる。

本町が現在保有する公共施設のうち、今後削減される見込みである旧施設・普通財産・譲渡検討施設を除く全ての公共施設を築30年目に大規模改修、築60年目に建替えるものとして試算した結果、今後の更新必要額としては平均で年間19.3億円※の算定であった。しかし、先に示したとおり公共施設の更新への投資可能額は年間12.5億円である。これは現在の保有施設全てを管理・更新することが不可能であり、住民に対する良好なサービスの継続に支障が出るおそれがあることを示している。

※今後の更新必要額の算定について

公共施設等総合管理計画策定時に使用した総務省の公共施設等更新費用試算ソフトを使用して算定した。

表 2-3：更新（建替え）及び大規模改修の更新単価

更新（建替え）	更新単価
町民文化系施設、社会教育系施設、行政系施設	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション施設	36 万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援系施設 ほか	33 万円/㎡

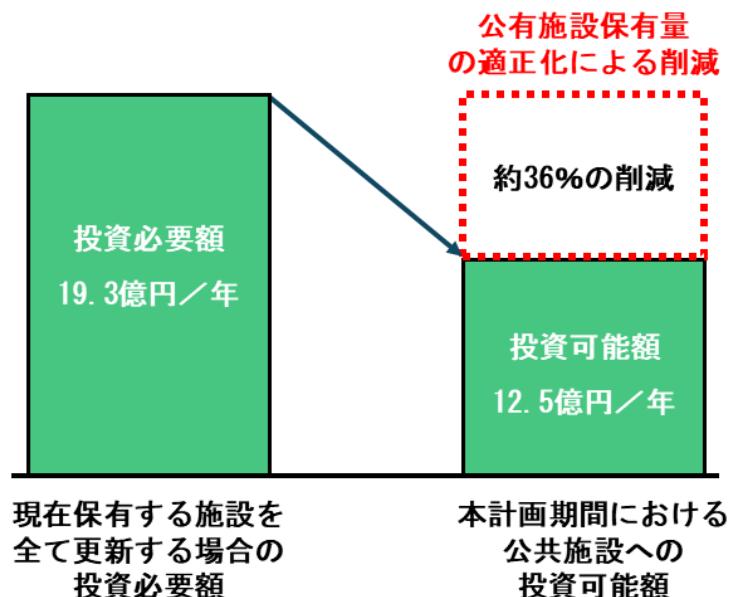
更新（大規模改修）	更新単価
町民文化系施設、社会教育系施設、行政系施設	25 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション施設	20 万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援系施設 ほか	17 万円/㎡

出典：公共施設等更新費用試算ソフト（平成 28 年度版）（総務省）

（2）公共施設保有量の適正化

「3 公共施設の状況」で示したとおり、今後多くの施設の更新を迎えるにあたり、将来にわたって安全・安心なサービスを継続していくためには、将来の人口規模や施設利用状況を勘案し、公共施設保有量の適正化を図る必要がある。

図 2-12：施設更新に係る投資必要額と投資可能額の比較



3章 基本方針と検討にあたっての視点

1 基本方針

上位計画である「能登町公共施設等総合管理計画」に基づいて、基本方針を以下のとおり定める。ただし、数値目標に関しては、現在の財政状況や公共施設への投資可能額から新たに設定する。

(1) 基本的な考え方（能登町公共施設等総合管理計画より抜粋）

① 施設の更新（建替え）について

基本的に改善・改修・建替えを実施し、必要な事業に応じたものとする。

② 施設総量（総床面積）

更新の際は、統合を検討し、複合施設とすることで施設総量を減少させる。利用率が低く、将来的にも需要が見込めない施設については、運営及び利用目的の見直しを行い、統廃合を検討する。

③ 施設の維持管理・運営コストについて

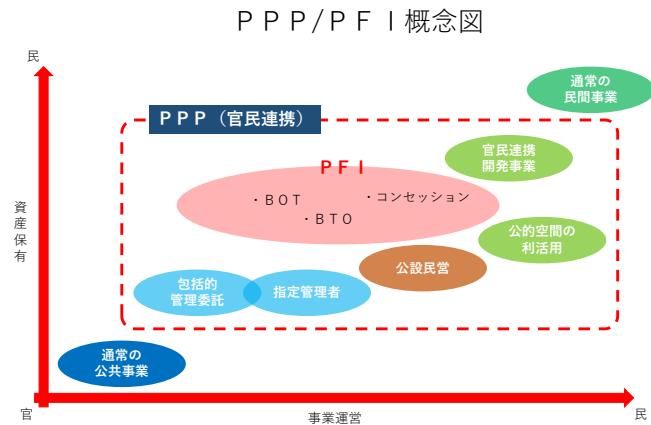
運営については指定管理者制度の活用や、地域住民による維持管理協力、譲渡等の民間の活力を促進する。PPP/PFI[※]など、官民連携を推進しながら、施設を維持しつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に努める。

また、再生エネルギー・システムを積極的に導入することにより、環境負荷の低減と施設維持コストの縮減を実現する。

※PPP/PFIとは（内閣府 民間資金等活用事業推進室資料より抜粋、加筆）

PPP（Public Private Partnership – 官民連携事業）とは、行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図る手法。

PFI（Private Finance Initiative – 民間資金等活用事業）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。PFIはPPPの一つとして示される。



(2) 本計画における数値目標

建築系公共施設に関する投資可能額は、2章で示したとおり年間12.5億円となっているが、公共施設を現状のまま保有した場合の更新額は平均して年間19.3億円となっており約36%財源が不足する。

このことを踏まえ、公共施設の延床面積を計画期間内に36%削減することを目標とする。具体的な削減目標面積を以下に示す。

なお、旧施設・普通財産・譲渡検討施設(8,480 m²)は今後削減される見込みであるため、これらを現有の公共施設延床面積(145,079 m²)から除いた面積を母数(「目標対象延床面積」)とする。



第1期の成果

第1期策定時 目標対象延床面積 149,182 m²

第1期 増減延床面積 ▲ 12,583 m²

令和6年度末 延床面積 136,599 m² (目標対象延床面積)

第1期では8.4%の削減を達成。なお、計画策定後に政策的に面積が増加した施設もふまえており、8.4%の削減は、順当である。

今期の削減目標

削減面積の対象 136,599 m²

↓ 36%削減

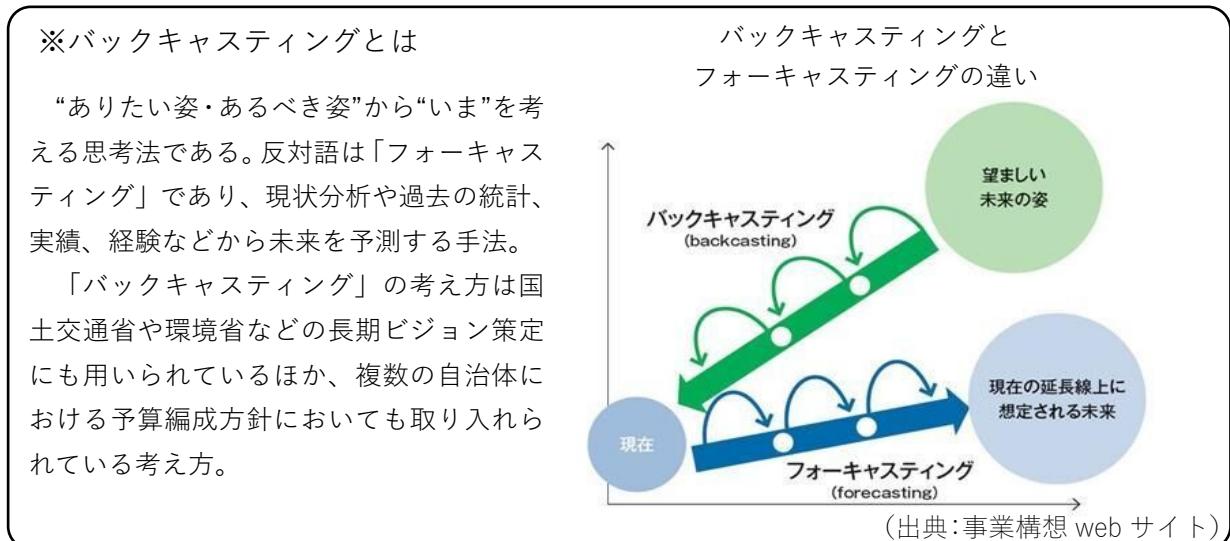
削減目標面積 49,175 m²

2 検討にあたっての基本原則

上記の基本方針をもとに、以下の視点をもって個別施設の今後の方向性について検討する。

(1) バックキャスティングの考え方

「1（2）の本計画における数値目標」を達成するためには公共施設の管理運営に対する発想の転換と優先順位の付け方が重要である。そのためには、将来の人口構成や財源等から未来の望ましい姿を想定し、現在のやるべきことを考える、いわゆる「バックキャスティング」※の発想で進めていく。



(2) 公共施設のマネジメント＝将来のまちづくり

人口減少や少子高齢化社会が進行する中、これまでの公共施設で提供してきたサービスやあり方を見直し、施設に関するコストを減らしつつ、次の世代に過度な負担を残さない公共施設のあり方を考える「公共施設マネジメント」の取組みを行う。

これまで公共施設の整備においては、「一機能・一施設」の考え方で進めてきたが、今後は従来の考え方を改め、「機能」と「施設」を分けて考え、行政サービスを提供していく必要がある。そのため、「○○という施設をどうするか」ではなく、その施設で提供されている「機能（サービス）」を重視し「○○という機能をどうするか」という考え方方が重要である。

本町が提供する機能（サービス）は教育、福祉、医療、文化からインフラにわたり多岐であるため、機能（サービス）の提供を考えるということは町全体の今後のあり方を考えることにつながる。

よって、公共施設のマネジメントは、次の世代へバトンを渡す「将来のまちづくり」であることを考慮し検討を行う。

4章 個別施設の再編方針

1 再編方針を検討する手順

検討するにあたって、以下の2点を踏まえて再編方針を検討した。

①20年後も町として提供すべき機能であるか⇒保有優先度の検討

人口減少・高齢化社会等、今後想定される社会を見据えて、20年後も町として提供すべき必要な機能（サービス）は何かという視点をもって検討を行った。町が提供すべき機能や民間でも担える機能かどうかを施設分類ごとに検討を行った。

②個々の施設の状態を把握⇒個別施設単位での検討

本町の建築物はその多くが昭和40年～50年代に建てられたものである。従来であれば建替え時期に来ている施設も多いが、町の財政状況を踏まえるとすべての施設を更新することは不可能である。そのため各施設の状況について、施設の物理的状況（経過年数・劣化度）や利用状況・コスト状況等を踏まえて、今後も継続利用していくか（改修も含む）、他の施設と集約・複合化していくか、などを判断した。

2 施設分類別の保有優先度

（1）保有優先度の考え方

保有優先度は、「公共性の高さ」、「民間参入の可否」、「地域ブランド向上への寄与」、「他自治体の事例」など、多角的な視点で検討を行った。

（2）保有優先度の定義

保有優先度を以下のとおり定義する。

保有優先度	定義
A	行政として担うべき機能 (民間の参入が困難な機能)
B	行政として担うことが望ましい機能 (民間の参入は可能だが、行政として関与することが望ましい機能)
C	行政として担う必要性が低い機能 (民間で担える機能、施設として保有する必要性の低い機能)

(3) 保有優先度の検討条件

- ① 20年後の能登町を見据える。
- ② 施設ではなく、機能で考える。(施設≠サービス)
- ③ 定性的な視点で検討する。※
- ④ 優先度が高い機能も、再編(集約・複合化等)の対象とする。

※「定性的な視点で検討する」とは、個別施設の利用人数やコスト等の数値的なデータではなく、行政が提供するサービスとしてのあり方について検討すること。

(4) 保有優先度の設定

施設分類別に以下のとおり、保有優先度を設定した。

保有優先度	小分類	考え方
A..行政として担うべき機能	小学校 【P4-39】	・本町においては民間参入が見込めない。
	中学校 【P4-40】	・本町においては民間参入が見込めない。
	消防庁舎 【P4-46】	・市民の生命と財産の保全のために行政が担う必要がある。
	その他消防施設 【P4-46】	・市民の生命と財産の保全のために行政が担う必要がある。
	行政庁舎 【P4-48】	・行政の拠点である。
	総合支所 【P4-48】	・行政の拠点である。
	その他行政系施設 【P4-49】	・水防防災機能等、機能としては必要であるが、施設自体は、遊休施設を活用することも考えられる。
	廃棄物処理施設 【P4-52】	・行政として担うべき機能である。
	火葬場 【P4-52】	・行政として担うべき機能である。ただし、広域連携の可能性も考えられる。

保有 優先度	小分類	考え方
B .. 行政として 望ましい 機能 が 担うこと	公民館 【P4-18】	・本町においては各地域の拠点施設であり、社会教育の場として必要
	図書館 【P4-20】	・運営は民間に任せることも可能だが、図書及び資料等の収集・保存に関しては行政が関与する方が望ましい。
	博物館等 【P4-22】	・歴史・伝統文化を継承するために、所蔵物の保管目的では行政が関与する方が望ましい。ただしクオリティを高め、活用するためには民間が管理運営した方が良い。 ・収蔵庫機能単独では他の施設で代替も可能
	美術館 【P4-23】	・歴史・伝統文化を守るために、町の所蔵物を保管する目的では行政として関与する必要があるが、民間の管理によって価値が高まる可能性がある。 ・収蔵庫機能単独では他の施設で代替も可能
	体育館 【P4-24】	・町民が広く利用できるスポーツ拠点としての機能があるが、近隣市町施設の利用や学校施設の開放で機能を代替することも可能
	野球場 【P4-25】	・町民が広く利用できるスポーツ拠点としての機能があるが、近隣市町施設の利用も考えていく。
	競技場 【P4-26】	・町民が広く利用できるスポーツ拠点としての機能があるが、近隣市町施設の利用も考えていく。
	テニスコート 【P4-27】	・テニスは本町のシンボルかつブランドであり、交流人口の拡大に重要な役割を果たしている。
	武道館 【P4-27】	・町民が広く利用できるスポーツ拠点としての機能があるが、近隣市町施設の利用も考えていく。
	観光施設 【P4-28】	・民間の宿泊・飲食施設への誘導や町の観光情報発信拠点として必要。運営は民間でも可能だが、行政として関与することが望ましい。
	その他観光施設 【P4-28】	・町の観光ブランドを高める要素があるが、運営は民間でも可能
	宿泊施設 【P4-31】	・民間事業者でのサービス提供が可能であるが、町が推進する観光振興や交流人口の拡大に重要な役割を果たしている。
	特産物直売所 【P4-38】	・民間事業者でのサービス提供が可能であるが、町の観光情報発信拠点の面もあり、行政として関与したい。

保有 優先度	小分類	考え方
B .. 行政 として まし い機 能 担 う こと が	保育所 【P4-41】	・都市部においては民間運営も可能であるが、保育環境の確保のため、行政の関与が必要
	児童館 【P4-42】	・子育て環境の充実のために必要であり、民間の担い手がいなければ行政が持つことが望ましい。ただし、放課後や長期休暇期間の児童の居場所機能に関しては他の施設で代替も可能
	社会福祉施設 【P4-43】	・目的は町民の健康増進であるが、温浴施設の運営を行政が担う必要性は低い。
	介護福祉施設 【P4-44】	・介護需要は高いが、デイサービス単独では民間参入が困難であるため行政が関与することが望ましい。
	老人福祉施設 【P4-45】	・老人福祉の増進は町の責務であるが、高齢者の集う場としては、他の施設で代替も可能
	公園施設 【P4-51】	・公園は広く町民が利用できる憩いの場であり、本町においては観光振興にも寄与している。
	トイレ 【P4-55】	・不特定多数の人が利用する、公衆トイレの機能は必要

保有 優先度	小分類	考え方
C ..行政として担う必要性が低い機能	集会所 【P4-15】	<ul style="list-style-type: none"> ・地区住民の集会や交流の場を確保するため建設されてきたが、近年のライフスタイルの変化に伴い、利用頻度が低下しつつある。 ・他市町では集会所は地区所有が主である。なお、本町でも地区所有の集会所があり、それらの公平性を保つことも課題である。
	文化センター 【P4-20】	<ul style="list-style-type: none"> ・建設当初とは異なり、現在は、民間や他の社会教育施設で類似機能を有している。
	研修施設 【P4-21】	<ul style="list-style-type: none"> ・建設当初とは異なり、現在は、民間や他の社会教育施設で類似機能を有している。
	飲食等施設 【P4-29】	<ul style="list-style-type: none"> ・柳田植物公園の魅力向上のため整備された施設であるが、民間事業者でのサービス提供が可能であることから、公共サービスとしての必要性を再検討する。
	温浴施設 【P4-34】	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する宿泊施設の浴場としての機能も有するが、民間事業者でのサービス提供が可能であることから、公共サービスとしての必要性を再検討する。
	農業振興施設 【P4-37】	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興は官民連携で施策を推進すべきものである。 ・初期段階では町が投資を行い、自立・自走が可能となった段階で行政と民間の役割を見直す必要がある。
	その他農業振興施設 【P4-36】	<ul style="list-style-type: none"> ・体験農園は民間事業者でのサービス提供が可能であることから、公共サービスとしての必要性を再検討する。
	漁業振興施設 【P4-36】	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興は官民連携で施策を推進すべきものである。 ・初期段階では町が投資を行い、自立・自走が可能となった段階で行政と民間の役割を見直す必要がある。
	産業振興施設 【P4-37】	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興は官民連携で施策を推進すべきものである。 ・初期段階では町が投資を行い、自立・自走が可能となった段階で行政と民間の役割を見直す必要がある。
	葬祭場 【P4-53】	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の向上と住民の利便性向上のため、火葬場に併設された葬祭場として整備されたが、近年は民間サービスが主となっている。
	その他供給処理施設 【P4-54】	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況と設置目的が乖離している施設であり、施設のあり方を見直す。
	公共交通施設 【P4-55】	<ul style="list-style-type: none"> ・乗務員休憩所は公共交通事業者が整備・保有することが基本の施設であり、行政として担う必要性は低い。

保有 優先度	小分類	考え方
C 低 必 い 要 て 機 能 性 が う と 行 政 機 能	旧施設 【P4-58】	・公共サービスを提供する施設としての役割を終えたものである。
	普通財産 【P4-59】	・公共サービスを提供する施設としての役割を終えたものである。

3 個別施設単位での検討

(1) 施設の基礎情報

各施設について、施設の基礎情報（建築年、延床面積、構造、建物の老朽度）、利用状況・コスト状況（維持管理費等の情報）について、各所管課で調査を行った。

(2) 施設の劣化度調査

各施設の劣化度については、各所管課において屋根・屋上、外壁、内装、設備の4項目について目視にて施設の調査を行った。

図4-1：劣化度調査の例

◆建物劣化度調査シート

施設名		写真貼付	
老人憩の家たなぎ荘		★公共施設建物情報一覧表へ	
屋根・屋上	劣化度評価	内装	劣化度評価
	A		B
外壁	劣化度評価	設備	劣化度評価
	B		C
特記事項			
屋根ふき替え歴あり、さび等なし。内装に大きな損傷は見られない。外壁は玄関横の窓枠、建物背面に数か所クラックあり。外壁は元浴室の外側に塗装剥がれ、小さなクラックがみられる。設備は建築後40年を経過したのでC評価とした。			
総合評価		B	

4 再編の手法

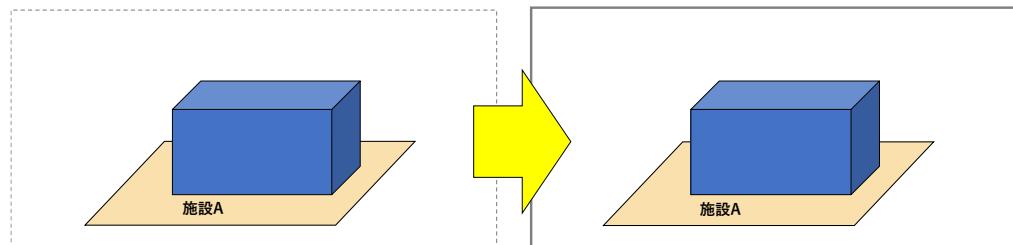
個別施設の今後の方向性については、以下のとおり再編手法として整理する。

	種類	内容	再編手法
(1)	継続利用	継続的に利用する	維持 更新 規模縮小
(2)	集約化	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士での統合、もしくは集約して新設する	集約化（既設） 集約化（新設）
(3)	複合化	異なる施設分類で、複数の異なる機能（サービス）を一つの建物に集約する	複合化（新設） 複合化（共用化）
(4)	廃止	施設を廃止する	除却 転用 民間譲渡 地域移譲

(1) 継続利用

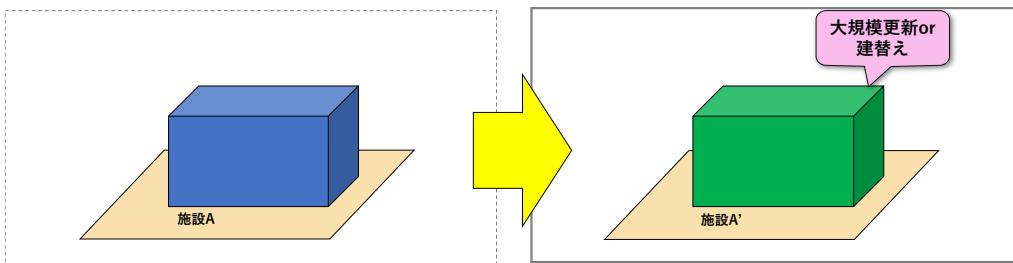
(1) -1 維持

施設をそのまま維持して利用するもの。



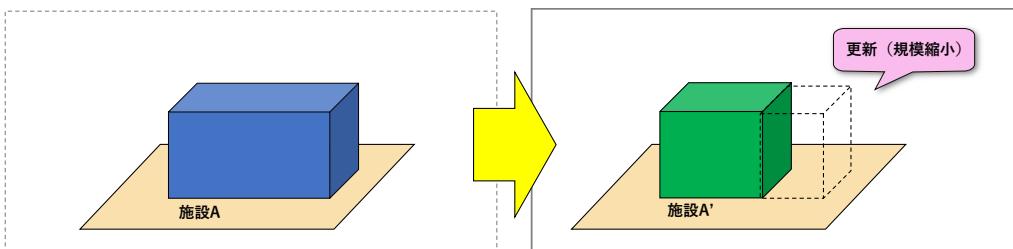
(1) -2 更新

大規模改修や建替えなど、投資を行って継続的に利用するもの。



(1) -3 規模縮小

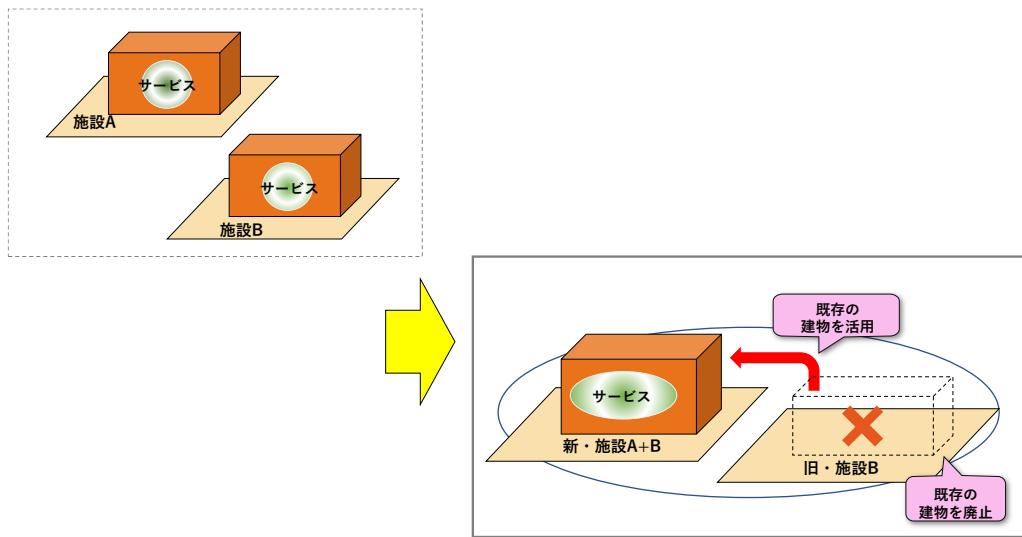
規模を縮小して更新を行うもの。



(2) 集約化

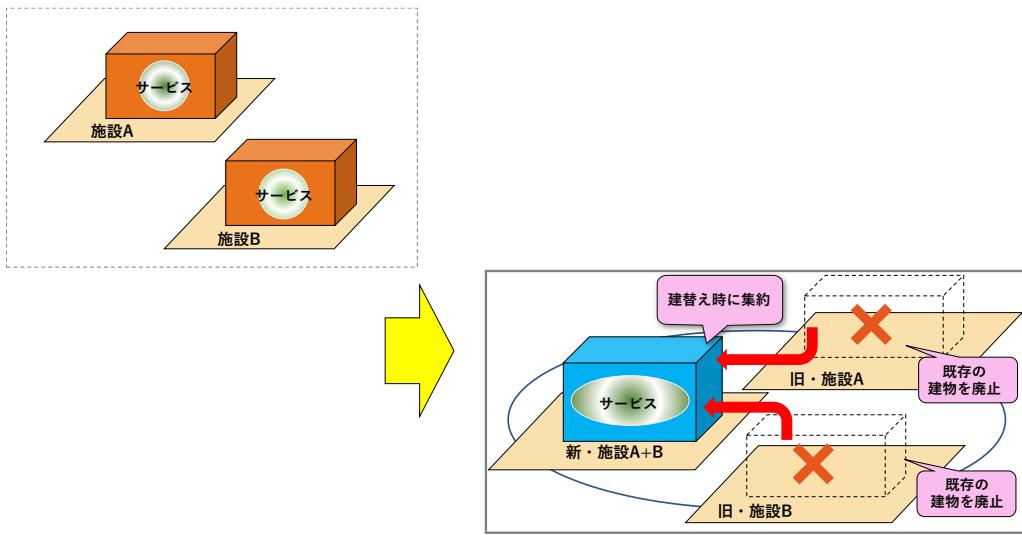
(2)-1 集約化（既設）

既存の建物を活用して、集約化を行うもの。



(2)-2 集約化（新設）

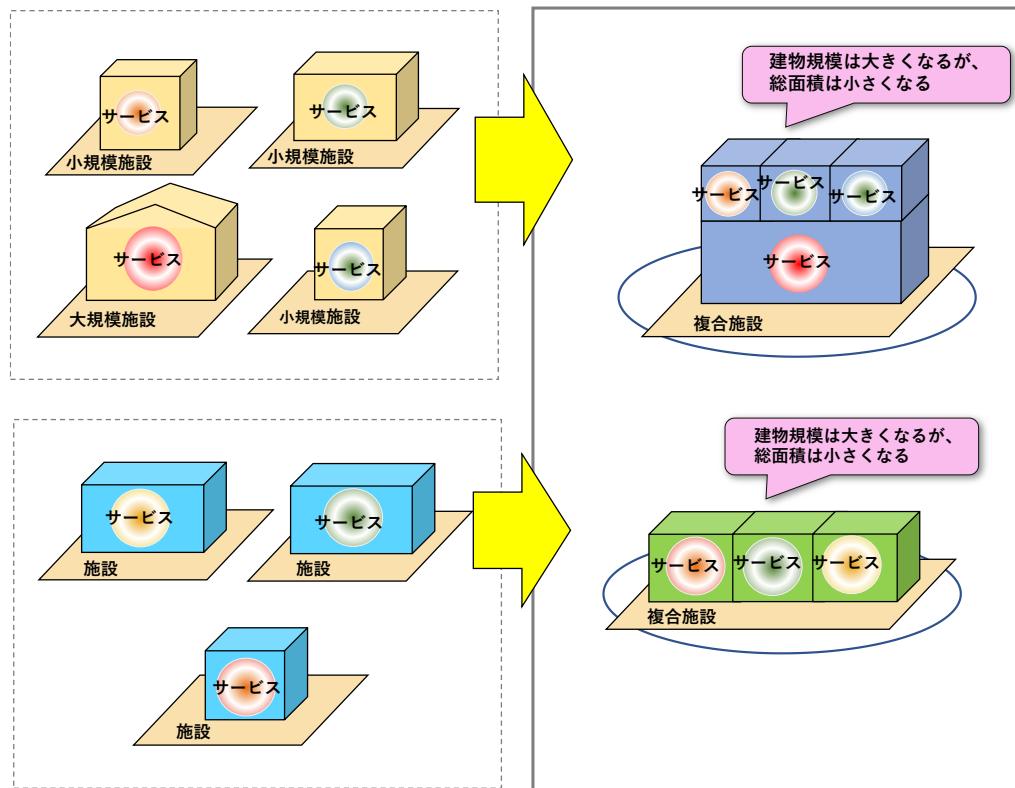
新たに建物を新設して、集約化を行うもの。



(3) 複合化

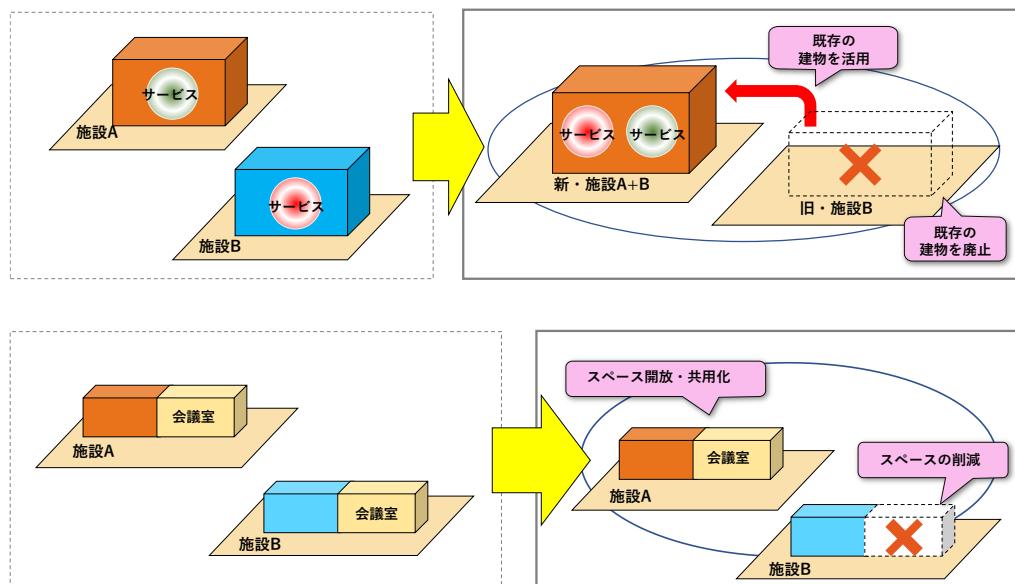
(3)-1 複合化（新設）

新たに建物を新設して、複合化を行うもの。



(3)-2 複合化（共用化）

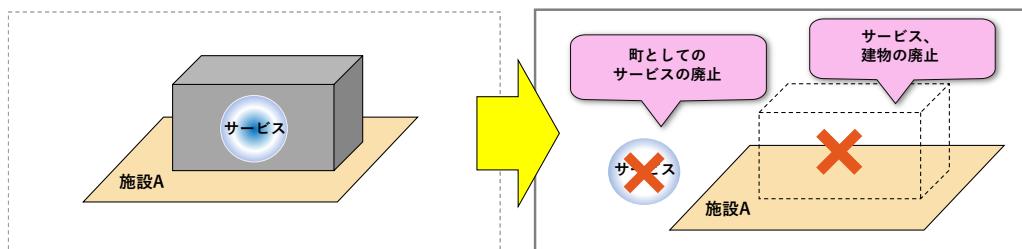
既存の建物を活用して、複合化を行うもの。スペースの共有なども含む。



(4) 廃止

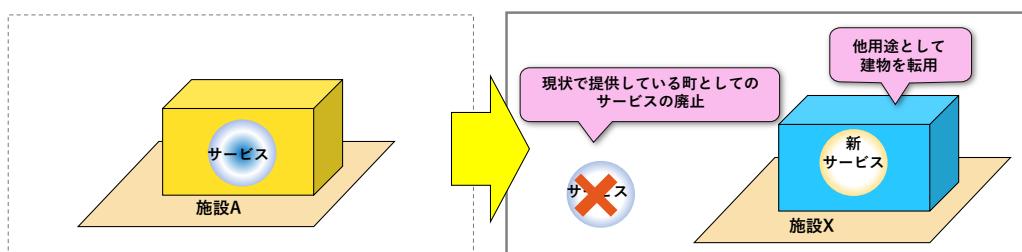
(4)-1 除却

町として、サービス及び建物を廃止し除却するもの。



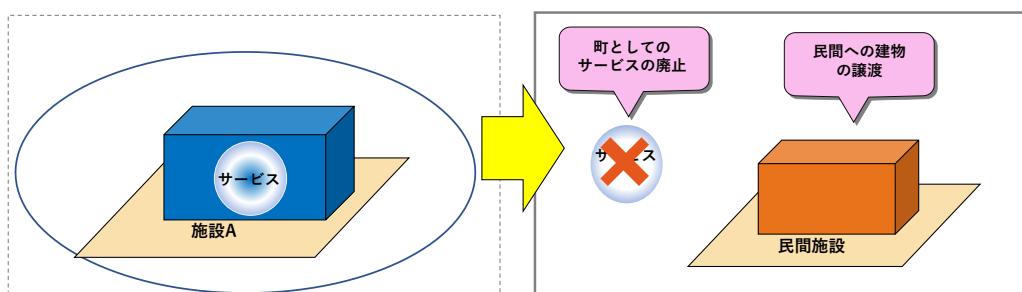
(4)-2 転用

町としてのサービスを廃止し、他用途として建物を活用するもの。



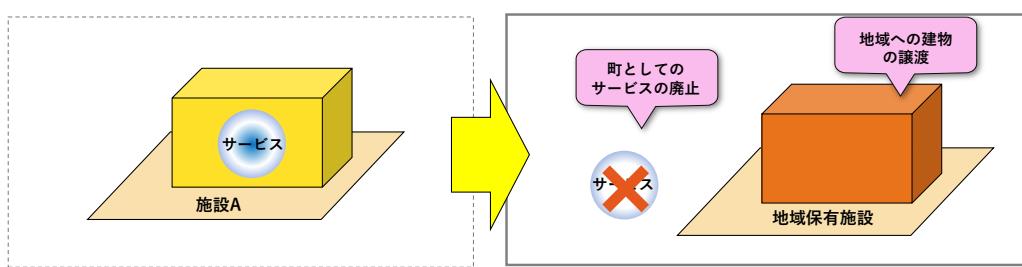
(4)-3 民間譲渡

町としてのサービスを廃止し、サービスとともに建物を民間へ譲渡するもの。



(4)-4 地域移譲

町としてのサービスを廃止し、サービスとともに建物を地域団体等へ譲渡するもの。



5 個別施設の今後の方向性

「2 施設分類別の保有優先度」で設定した保有優先度と「3 個別施設単位での検討」をもとに、施設分類別に今後の方向性を検討した。なお、今回示す方向性は、計画期間（20年間）内の取組みの方向性とし、今後5年ごとに行う計画の見直しに合わせて適宜見直しを図る。

（1）検討手順

① 保有優先度×目標耐用年数までの期間

最初に、保有優先度と目標耐用年数※（以下、「耐用年数」という。）から今後の方向性を判断する。保有優先度Aの施設分類については、原則「継続利用」と判定し、耐用年数を迎えるものについては「更新」もしくは「規模縮小」と判定する。一方、耐用年数を迎えないものについては「維持」と判定する。

保有優先度Cの施設については、基本的には行政の担う必要性の低い施設であるため、原則「廃止（除却・転用・民間譲渡・地域移譲）」と判定するが、個別施設の状況や特性によっては、他の再編手法も検討する。保有優先度Bの施設については個別施設の状況に応じた検討を行う。

保有優先度	耐用年数を迎える	耐用年数を迎えない
A	原則、継続利用 (更新 or 規模縮小)	原則、継続利用 (維持)
B	個別判定	個別判定
C	原則、廃止（除却・転用・民間譲渡・地域移譲）	

※目標耐用年数とは

法定耐用年数を超える使用目標年数のこと。本計画では日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」で示されている標準的な耐用年数である60年を採用する。

② 類似施設の重複

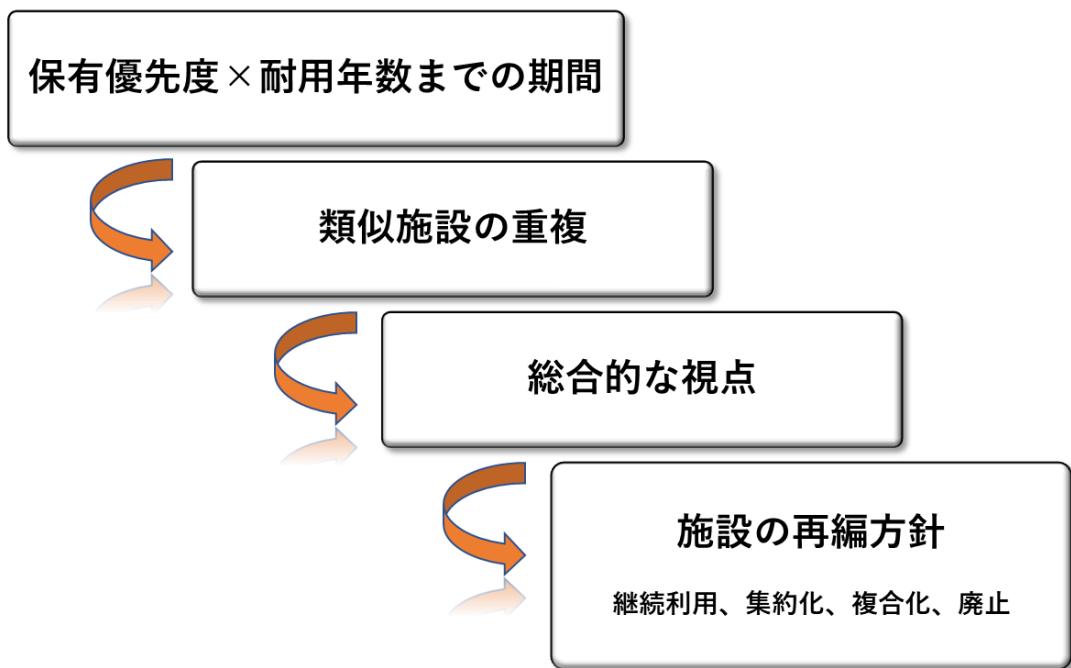
次に、類似施設が重複しているかどうかについて、検討を行う。保有優先度Bであり、類似施設が重複しているものは、優先的に「集約化」や「複合化」を検討する。ただし、個別施設の状況や特性によっては、他の方向性も検討する。

保有優先度	類似施設が重複	類似施設が重複していない
A	—	—
B	集約化 or 複合化	個別判定
C	—	—

③ 総合的な視点

最後に、個々の施設の利用状況、施策推進における位置づけ、補助金や地方債による用途の制約なども含めて総合的に方向性を判定する。

図 4-2：検討手順のフロー



(2) 個別施設の再編方針

(1) の検討手順に従い、個別の施設について再編方針を検討した。なお、施設名は地域ごとに網掛けをしている。また、計画期間内に対策を行うものについては対策の実施時期と内容を以下のとおり示している。令和7年4月1日現在の保有状況を基準としている。

「被災からの対応」については、令和7年9月末時点の状況であり、能登町復興計画（復旧期までの対応）に準じて位置づけしている。

(凡例1)

能都地区 柳田地区 内浦地区

(凡例2)

【対象の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
			実施内容	

※実施時期については、財源の制約や制度設計、周知も含めた期間を想定している。

(凡例3)

SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 RC：鉄筋コンクリート造 CB：コンクリートブロック造

S：鉄骨造 W：木造

なお、複数の棟がある施設で構造が異なるものについては主な棟の構造を記載しているが、築年数が大きく異なるものについては区分して表記している。

町民文化系施設

① 集会所 【対象施設数：44】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	<ul style="list-style-type: none">一部の地区では、集会所を地区で保有している。		
第1期計画からの 増減施設	<p>【減少】</p> <ul style="list-style-type: none">宇加塚集落センター・辺田の浜地区集会所七見地区集会所・武連地区集会所・鴨川集会場国光集会所・笹川集会場・十郎原集落センター上長尾集会所・宮犬地区生活改善センター		
保有優先度	C		<ul style="list-style-type: none">地区住民の集会や交流の場を確保するため建設されてきたが、近年のライフスタイルの変化に伴い、利用頻度が低下しつつある。

		<ul style="list-style-type: none"> 他市町では集会所は地区所有が主である。なお、本町でも地区所有の集会所があり、それらの公平性を保つことも課題である。
再編の方向性	新築・改修等の支援制度をもって、地区と協議し地域移譲を進める。	
個別施設の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 矢波地区集会所 日詰脇集会所 立壁集会所 内浦長尾集会所 比那集会所 	<p>地方債償還が完了していない施設は、完了後、移譲を行う。</p> <p>【地方債償還完了年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 矢波地区集会所：令和 11 年度 日詰脇集会所：令和 11 年度 立壁集会所：令和 12 年度 内浦長尾集会所：令和 13 年度 比那集会所：令和 14 年度
備考	<ul style="list-style-type: none"> 移譲にあたっては地縁団体の設立が必要 	

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数	再編手法	被災からの対応
藤波地区集会所	36	W	67	地域移譲	解体予定
藤ノ瀬地区集会所	139	W	47	地域移譲	本復旧済
間島集会所	58	W	46	地域移譲	解体予定
柿生地区集会所	96	W	46	地域移譲	解体予定
宮地生活改善センター	118	W	44	地域移譲	本復旧済
大平地区集会所	83	W	43	地域移譲	本復旧予定
猪平地区集会所	281	W	42	地域移譲	本復旧予定
羽根地区集会所	70	W	41	地域移譲	本復旧済
源平多目的集会所	75	W	38	地域移譲	解体予定
柏木多目的集会所	103	W	38	地域移譲	本復旧済
鮎尾多目的集会所	93	W	38	地域移譲	解体予定
曾又多目的集会所	108	W	37	地域移譲	本復旧予定
真脇地区集会所	167	W	37	地域移譲	本復旧済
漆原多目的集会所	105	W	33	地域移譲	本復旧済
小浦地区集会所	146	W	30	地域移譲	本復旧予定
本木地区集会所	197	W	30	地域移譲	本復旧済
太田原地区集会所	56	W	25	地域移譲	本復旧済
俎倉地区集会所	92	W	23	地域移譲	本復旧予定
田町地区集会所	91	W	23	地域移譲	本復旧済

高齢者等活動施設	189	W	23	地域移譲	本復旧済
木住多目的集会所	99	W	19	地域移譲	本復旧予定
四明ヶ丘集会所	164	W	12	地域移譲	対策工事後 復旧予定
矢波地区集会所	130	W	9	地域移譲	本復旧予定
当目多目的研修センター	192	W	47	地域移譲	解体予定
寺五地区生活改善センター	108	W	41	地域移譲	本復旧済
久田農事集会所	106	W	36	地域移譲	本復旧済
五十里集会場	168	W	34	地域移譲	本復旧予定
大箱集会所	99	W	34	地域移譲	本復旧予定
石井集会場	132	W	32	地域移譲	本復旧済
天坂集会場	110	W	32	地域移譲	本復旧済
鈴ヶ嶺集会場	108	W	31	地域移譲	本復旧済
重年集会所	112	W	29	地域移譲	本復旧済
北河内集会所	114	W	27	地域移譲	解体予定
中ノ又集会所	129	W	22	民間譲渡	売却予定
斎和多目的集会所	150	W	19	地域移譲	本復旧予定
野田コミュニティセンター	153	W	19	地域移譲	本復旧済
日詰脇集会所	68	W	9	地域移譲	本復旧予定
河ヶ谷集会場	94	W	40	地域移譲	本復旧済
下市之瀬集会所 (旧九十九湾サイトハウス)	132	W	37	地域移譲	本復旧予定
赤崎コミュニティセンター	130	W	13	地域移譲	本復旧済
程谷集会所	66	W	10	地域移譲	本復旧済
立壁集会所	83	W	8	地域移譲	本復旧予定
内浦長尾集会所	124	W	7	地域移譲	本復旧予定
比那集会所	124	W	6	地域移譲	本復旧予定

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
集会所	地域移譲	地区協議・ 地域移譲		
集会所 (地方債償還未完了)	地域移譲	地区協議・(償還完了後) 地域移譲		

② 公民館 【対象施設数：14】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育の場として機能していない分館については、老朽化や劣化が進んでおり、継続的な使用については安全面に課題がある。 施設によって規模が異なっている。 		
第1期計画からの 増減施設	<p>【増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新白丸公民館（白丸コミュニティ施設を公民館へ転用するため、必要な改修を行ったうえで集約化） 三波公民館 <p>【減少】</p> <ul style="list-style-type: none"> 白丸公民館 		
保有優先度	B	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 本町においては各地域の拠点施設であり、社会教育の場として必要 公民館は避難所指定されている
再編の方向性	<p>現時点では公民館区の再編には言及しない。</p> <p>分館については、劣化も進んでおり安全面に課題があるため廃止とする。</p> <p>計画期間内に耐用年数を迎えない施設は維持とする。</p> <p>計画期間内に耐用年数を迎えるもの・旧耐震基準の公民館に関しては、適正な規模で更新する。</p> <p>近年建設した公民館の実績から基準面積を概ね 400 m²と設定する。</p>		
個別施設の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 瑞穂公民館 		国民健康保険の直営診療所があるため、規模縮小の際にはスペース等を考慮する。
備考	宇出津・鵜川・松波・小木の各公民館については、施設内に複数の機能を有していることから、複合施設（P4-57）に記載		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
高倉公民館	947	RC	51	規模縮小	建替予定
神野公民館	804	RC	44	規模縮小	本復旧予定
瑞穂公民館	724	RC	46	規模縮小	建替予定
三波公民館	335	W	5	維持	本復旧予定
柳田公民館 (旧柳田山村開発センター)	1,257	RC	51	維持	本復旧予定

柳田公民館 (エレベーター棟)	154	S	6	維持	本復旧予定
柳田公民館柳田分館	300	W	不明	除却	解体予定
上町公民館	344	W	9	維持	本復旧予定
上町公民館合鹿分館	975	RC	47	除却	解体予定
小間生公民館	393	W	6	維持	本復旧予定
岩井戸公民館	787	RC	43	規模縮小	本復旧予定
岩井戸公民館当目分館	945	RC	58	除却	解体予定
秋吉公民館	598	RC	53	規模縮小	解体・建替予定
不動寺公民館	704	RC	53	規模縮小	建替予定
新白丸公民館 (白丸コミュニティ施設)	430	W	16	維持	—

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
高倉公民館	規模縮小	規模縮小し建替		
神野公民館	規模縮小	規模縮小し建替		
瑞穂公民館	規模縮小	規模縮小し建替		
柳田公民館柳田分館	除却	解体		
上町公民館合鹿分館	除却	解体		
岩井戸公民館	規模縮小		規模縮小し建替	
岩井戸公民館当目分館	除却	解体		
秋吉公民館	規模縮小	解体・建替復旧 ※2024～2025で実施		
不動寺公民館	規模縮小	規模縮小し建替 (2025～)		

③ 図書館 【対象施設：1】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	<p>【柳田教養文化館】</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後子ども教室の開催場所である。 合併前に、子ども達が集まることのできる施設として建設された経緯がある。 維持管理費が増加傾向にある。 		
保有優先度	B	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 運営は民間に任せることも可能だが、図書及び資料等の収集・保存に関しては行政が関与する方が望ましい。 <p>※図書館は柳田教養文化館だけでなく、中央図書館や松波図書館（分館）も含めた優先度</p>
再編の方向性	保有優先度と耐用年数に加え、町の施策を勘案して維持とする。		
個別施設の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 柳田教養文化館 <p>中長期的には、柳田小学校への複合化も検討する。</p>		
備考	<ul style="list-style-type: none"> コンセールのと内の中央図書館及び内浦総合支所内の松波図書館（分館）は複合施設（P4-56）に記載 		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数	再編手法	被災からの対応
柳田教養文化館	696	W	25	維持	本復旧予定

④ 文化センター 【対象施設数：0】

【全体の方針】

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化しており、利用者が限定的であったため、令和4年度に除却済。 				
第1期計画からの増減施設	<p>【減少】</p> <ul style="list-style-type: none"> ハーモニーセンター・レクリエーションセンター 				
保有優先度	—	考え方	—	—	—
再編の方向性	—				
備考	—				

⑤ 研修施設 【対象施設数：2】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	<ul style="list-style-type: none"> 当初の設置目的と利用状況に乖離があり、利用者数は減少傾向にある。 		
第1期計画からの 増減施設	<p>【減少】</p> <ul style="list-style-type: none"> 能登広域勤労青少年ホーム（普通財産に移管した。） 		
保有優先度	C	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 建設当初とは異なり、現在は、民間や他の社会教育施設で類似機能を有している。
再編の方向性	<p>保有優先度と耐用年数に加え、利用状況を勘案して廃止を基本とするが、姫交流センターは整備時の補助金の財産処分制限後に除却を検討する。</p>		
個別施設の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 姫交流センター 		<p>跡地整備（駐車場など）の活用があれば、耐用年数経過前でも財産処分が可能。</p>
備考	<p>—</p>		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
姫交流センター	732	RC	46	維持 or 除却	本復旧予定
内浦多目的交流研修施設	342	W	45	除却	解体予定

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
姫交流センター	維持or除却	本復旧・維持		除却を検討
内浦多目的交流研修施設	除却	解体		

社会教育系施設

① 博物館等 【対象施設数：5】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真脇遺跡縄文館は建築から年数が経過し、設備類の老朽化が見られる。 		
第1期計画からの 増減施設	<p>【増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 能登町文化財収蔵庫（令和6年に旧真脇小学校から転用済） <p>【減少】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 能登町郷土館・能登町歴史民俗資料館・能登町益谷秀次記念館・西谷啓治記念館 (普通財産化しており、令和7年に解体予定。) 		
保有優先度	B	考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史・伝統文化を継承するために、所蔵物の保管目的では行政が関与する方が望ましい。ただしクオリティを高め、活用するためには民間が管理運営した方が良い。 ・ 収蔵庫機能単独では他の施設で代替も可能
再編の方向性	保有優先度や耐用年数、利用状況を勘案し、維持とする。		
個別施設の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満天星 		県が整備しており、設備更新等の際は県との協議が必要
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
真脇遺跡縄文館	751	RC	28	維持	本復旧予定
藤波テニスミュージアム	126	RC	10	維持	本復旧予定
能登内浦のドブネ収蔵庫	429	W	9	維持	本復旧予定
能登町文化財収蔵庫	3,117	RC	38	維持	本復旧予定
石川県柳田星の観察館 満天星	858	SRC	33	維持	本復旧予定

② 美術館 【対象施設数：1】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	—		
保有優先度	B	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 歴史・伝統文化を守るために、町の所蔵物を保管する目的では行政として関与する必要があるが、民間の管理によって価値が高まる可能性がある。 収蔵庫機能単独では他の施設で代替も可能
再編の方向性	保有優先度と耐用年数を勘案して維持とする。		
個別施設の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 町立美術館 羽根万象美術館 		計画期間内は維持とするが、将来的には真脇エリアへ集約化することも検討する。
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
町立美術館 羽根万象美術館	606	RC	36	維持	本復旧予定

スポーツ・レクリエーション施設

① 体育館 【対象施設数：5】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	<ul style="list-style-type: none"> 町村合併に伴い、類似施設が重複しており適正化が必要である。 各施設は同時期に建設されており老朽化が進んでいる。 能都・柳田・内浦体育館は旧耐震である。 能都第二体育館は一般利用のほか能都中学校体育館としても併用されている。 		
保有優先度	B	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 町民が広く利用できるスポーツ拠点としての機能があるが、近隣市町施設の利用や学校施設の開放で機能を代替することも可能
再編の方向性	<p>能都・柳田・内浦体育館は修繕せず、既存施設は除却し、新しく総合体育館を整備する。</p> <p>新総合体育館の整備場所については柳田植物公園内で検討し、屋内プール・武道館と集約化。</p> <p>能都第二体育館は維持。</p> <p>新総合体育館が整備されるまでは、当面は小中学校体育館の開放で対応。</p>		
個別施設の留意事項	—		
備考	<ul style="list-style-type: none"> 新総合体育館の新設にあたっては周辺施設との連携、及び時代に合った施設機能等について別途詳細な検討を行う。 		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数	再編手法	被災からの対応
能都体育館	1,499	SRC	46	【機能】集約化 【建物】除却	解体予定
能都第二体育館	1,573	SRC	42	維持	本復旧予定
柳田体育館	1,397	SRC	45	【機能】集約化 【建物】除却	解体予定
内浦体育館	2,965	SRC	45	【機能】集約化 【建物】除却	解体予定
内浦スポーツ研修センター	689	RC	47	【機能】集約化 【建物】除却	解体予定

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
新総合体育館	集約化	整備		
能都体育館	除却	解体		
柳田体育館	除却	解体		
内浦体育館	除却	解体		
内浦スポーツ研修センター	除却	解体		

② 野球場 【対象施設数：3】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	<ul style="list-style-type: none"> 町村合併に伴い、類似施設が重複しており適正化が必要である。 各施設は同時期に建設されており老朽化が進んでいる。 		
保有優先度	B	考え方	・ 町民が広く利用できるスポーツ拠点としての機能があるが、近隣市町施設の利用も考えていく。
再編の方向性	<p>柳田野球場は維持とし、その後の再整備方針については、後期を目指して利用状況を見て検討する。</p> <p>内浦野球場は除却、能都野球場は現在活用中のため中期を目指して検討が必要。</p>		
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
能都野球場	42	S	47	【機能】集約化 【建物】除却	当面は利用可
柳田野球場	87	RC	45	【機能】集約化 【建物】 維持 or 除却	本復旧予定
内浦野球場	81	RC	46	【機能】集約化 【建物】除却	当面は復旧工事の資材置場として使用

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
能都野球場	除却		除却	
柳田野球場	維持or除去	当面は維持		再整備 方針検討
内浦野球場	除却		除却	

③ 競技場 【対象施設数：2】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	<ul style="list-style-type: none"> 内浦陸上競技場は利用者数が減少しており、日本陸上競技連盟の公認を取得していない。 近隣市町（輪島市・穴水町）に、大規模な陸上競技場が存在する。 藤波運動公園多目的広場はサッカーハウスとして利用されている。 		
保有優先度	B	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 町民が広く利用できるスポーツ拠点としての機能があるが、近隣市町施設の利用も考えていく。
再編の方向性	保有優先度と耐用年数に加え、利用状況を勘案して藤波運動公園多目的広場は維持、内浦陸上競技場（管理棟）は除却とする。		
個別施設の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 内浦陸上競技場 	管理棟は除却するが、競技場としては内浦総合運動公園内その他の施設を含めて総合的に検討する。	
	<ul style="list-style-type: none"> 藤波運動公園 多目的広場 (ピアツツア) 	維持としているが、現在仮設住宅用地として利用されており、その後の復旧方針については藤波運動公園内のその他の施設を含めて総合的に検討する。	
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
藤波運動公園多目的広場 (ピアツツア)	551	RC	27	維持	仮設住宅用地として使用
内浦陸上競技場 (管理棟)	70	CB	45	除却	解体予定

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
内浦陸上競技場 (管理棟)	除却	除却		

④ テニスコート 【対象施設数：2】

【全体の方針】

現状と課題	・ 町の施策として、テニスの大会合宿誘致等を行っている。		
保有優先度	B	考え方	・ テニスは本町のシンボルかつブランドであり、交流人口の拡大に重要な役割を果たしている。
再編の方向性	保有優先度や耐用年数に加え、町の施策を勘案して維持とする。		
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
藤波運動公園管理中央センター	501	RC	42	維持	本復旧予定
屋内テニスコート	4,169	S	35	維持	本復旧予定

⑤ 武道館 【対象施設数：1】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	—			
保有優先度	B	考え方	・ 町民が広く利用できるスポーツ拠点としての機能があるが、近隣市町施設の利用も考えていく。	
再編の方向性	町の武道場は、新総合体育館との複合化施設として計画予定。			
個別施設の 留意事項	・ 内浦第二体育館			当面は維持の方針とするが、大規模修繕が必要となった場合には除却とし、新総合体育館へ複合化。
備考	—			

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
内浦第二体育館	1,003	RC	34	【機能】 維持 or 複合化 【建物】維持	本復旧予定

⑥ 観光施設【対象施設数：3】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	<ul style="list-style-type: none"> のと九十九湾観光交流センターは令和2年、大屋根広場は令和6年に建設された施設である。 				
第1期計画からの 増減施設	【増加】 <ul style="list-style-type: none"> 大屋根広場（倉庫棟）・大屋根広場（トイレ棟） 				
保有優先度	B	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 民間の宿泊・飲食施設への誘導や町の観光情報発信拠点として必要。運営は民間でも可能だが、行政として関与することが望ましい。 		
再編の方向性	保有優先度と耐用年数に加え、町の施策を勘案して維持とする。				
備考	—				

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
大屋根広場（倉庫棟）	84	W	1	維持	復旧済
大屋根広場（トイレ棟）	70	W	1	維持	復旧済
のと九十九湾観光交流 センター	927	W	5	維持	施設復旧済、 外構復旧予定

⑦ その他観光施設【対象施設数：5】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	<ul style="list-style-type: none"> 観光施設内に立地している。 赤崎海岸休憩舎は、かつてイベント会場として利用されていたが、現在はイベントが開催されていない。 				
保有優先度	B	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 町の観光ブランドを高める要素があるが、運営は民間でも可能 		
再編の方向性	保有優先度と耐用年数から維持を基本とするが、赤崎海岸休憩舎は利用状況を勘案して除却とする。				

	九里川尻湾野営場及び赤崎海岸休憩舎については、石川県立能登少年自然の家への譲渡も検討する。 民間サービスが基本である施設は、民間譲渡も検討する。		
個別施設の留意事項	・ 九十九湾園地		売店部分は、民間譲渡も検討する。 炊事場、シャワー室は利用頻度が低いため、除却も検討する。
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数	再編手法	被災からの対応
九里川尻湾野営場	40	W	42	維持 or 譲渡	本復旧予定
赤崎海岸 休憩舎	132	W	37	除却 or 譲渡	本復旧予定
五色ヶ浜海水浴場管理棟	104	W	34	維持	本復旧済
恋路海水浴場更衣施設	107	W	32	維持	本復旧予定
九十九湾園地	446	W	不明	維持	本復旧済

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
九里川尻湾野営場	維持or譲渡	本復旧 ※譲渡に向けて県と協議		
赤崎海岸休憩舎	除却or譲渡	本復旧 ※譲渡に向けて県と協議		

⑧ 飲食等施設 【対象施設数：3】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	・ 利用ニーズの変化もあり、公園内の飲食提供施設としては現状の規模は過大である。		
第1期計画からの増減施設	<p>【減少】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあいハウス (行政財産としては廃止しているが、復旧・改修し、屋内遊具施設に転用予定である。) 		
保有優先度	C	考え方	・ 柳田植物公園の魅力向上のため整備された施設であるが、民間事業者でのサービス提供が可能で

		あることから、公共サービスとしての必要性を再検討する。
再編の方向性	保有優先度から民間アイデアの活用や官民連携の可能性を検討する。	
備考	・ 柳田植物公園全体としての価値を高める方策を検討する。	

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
柳田植物公園 合鹿庵	186	W	40	【機能】集約化 【建物】維持	本復旧予定
柳田植物公園 レストラン花菖蒲	288	RC	39	【機能】集約化 【建物】民間譲渡	本復旧済
柳田植物公園 売店	238	RC	26	【機能】維持 【建物】維持	本復旧済

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
レストラン花菖蒲	民間譲渡 or集約化	調査・検討後、民間譲渡を検討		

⑨ 宿泊施設 【対象施設数：8】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	<ul style="list-style-type: none"> 町の施策として、スポーツ合宿や教育旅行の誘致を行っており、宿泊の受け皿となっている。 設置当初は、町内の宿泊施設全体のサービス水準を上げることに寄与してきたが、現在は公共サービスとしての必要性が低下している。 町村合併に伴い、類似施設が重複しており適正化が必要である。また、一部の施設では老朽化が進んでいる。 		
第1期計画からの 増減施設	<p>【増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> セミナーハウス山びこ（増築部分） 		
保有優先度	B	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者でのサービス提供が可能であるが、町が推進する観光振興や交流人口の拡大に重要な役割を果たしている。
再編の方向性	<p>類似施設の集約を前提として民間譲渡や民間活用を進め、宿泊施設の規模を適正化する。</p> <p>民間企業の誘致を図っており、民間の進出意向により検討。</p> <p>民間譲渡や民間活用が進まない場合は、集約化を検討する。</p>		
個別施設の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 宮地交流宿泊所こぶし（体育館含む） 		<p>校舎棟は平成18年度に宿泊施設として耐震改修済。体育館は大規模損壊のため解体予定。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ラブロ恋路 		<p>有償譲渡を行う場合は、補助金の返還が必要であり、計画期間内の維持も検討する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> うしつ荘 やなぎだ荘 		<p>現立地場所は、石川県建築基準条例のがけ地に抵触するおそれがあるため、現地建替えは不可と考えられる。</p> <p>民間参入を優先。宿泊施設に対する企業誘致に向けた取組を行う。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> 再編にあたっては、観光振興や雇用の確保等多面的な観点から検討を行う必要がある。 		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
宮地交流宿泊所こぶし (宿泊棟)	717	RC	55	民間譲渡 or 維持	本復旧済
宮地交流宿泊所こぶし (体育館)	243	S	55	除却	解体予定
国民宿舎能登うしつ荘	2,693	RC	42	【機能】 集約化 【建物】 民間譲渡 or 除却	復旧予定
真脇ポーレポーレ	1,749	RC	29	民間譲渡 or 維持	本復旧予定
国民宿舎能登やなぎだ 荘 (宿泊棟)	1,530	RC	49	【機能】 集約化 【建物】 更新 or 徐却	復旧予定
国民宿舎能登やなぎだ 荘 (御前)	960	RC	40	除却	解体予定
セミナーハウス山びこ (宿泊棟)	920	W	35	民間譲渡 or 維持	本復旧予定
セミナーハウス山びこ (ふれあい工房)	219	W	31		
セミナーハウス山びこ (増築棟)	56	W	5		
柳田植物公園 アスト ロコテージ (H5)	274	W	32	民間譲渡 or 集約化	本復旧済
柳田植物公園 アスト ロコテージ (H10)	303	W	27	民間譲渡 or 集約化	解体予定
ラブロ恋路	1,452	RC	22	民間譲渡 or 維持	本復旧予定

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
宮地交流宿泊施設こぶし	民間譲渡 or維持	現指定管理者と協議・民間譲渡		
真脇ポーレポーレ	民間譲渡 or維持	本復旧	調査検討・現指定管理者と協議	
セミナーハウス山びこ	民間譲渡 or維持	本復旧	調査検討・現指定管理者と協議	
アストロコテージ	民間譲渡 or集約化	集約化		
ラブロ恋路	民間譲渡 or維持	本復旧	調査検討・現指定管理者と協議	
うしつ荘	民間譲渡 or除却	民間活用調査	不可の場合、解体	
やなぎだ荘	更新or除却 御前：除却	民間活用調査	不可の場合、集約化・複合化を検討	

※柳田植物公園全体の魅力向上や、民間アイデアの活用、官民連携の可能性について、飲食等施設と実施時期のスケジュールを合わせ検討する。

⑩ 溫浴施設【対象施設：2】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	—		
保有優先度	C	考え方	・ 隣接する宿泊施設の浴場としての機能も有するが、民間事業者でのサービス提供が可能であることから、公共サービスとしての必要性を再検討する。
再編の方向性	隣接する宿泊施設と一体的に取り扱うことが必要であり、宿泊施設の再編に合わせて民間譲渡を基本とするが、民間譲渡が進まない場合は維持を検討する。		
個別施設の 留意事項	・ 縄文真脇温泉浴場	当面は維持とするが、利用者数の減少が続けば廃止も検討する。	
	・ やなぎだ荘 温泉 センター	やなぎだ荘の温泉施設として考えた場合には、民間参入を優先。笹ゆり荘との複合化も検討。	
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
縄文真脇温泉浴場	319	S	11	民間譲渡 or 維持	本復旧済
国民宿舎能登やなぎだ荘 温泉センター	409	RC	35	【機能】複合化 【建物】複合化 or 除却	本復旧済、隣接 宿泊施設の状況 に応じて、ささ ゆり荘との複合 化も視野に入れ 検討

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
縄文真脇温泉浴場	民間譲渡 or 維持		隣接宿泊施設と一体的に検討	
やなぎだ荘 温泉センター	複合化 or 除却		集約化・複合化検討 隣接宿泊施設と一体的に検討	

産業系施設

① 農業振興施設 【対象施設数：2】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	—		
第1期計画からの 増減施設	<p>【減少】</p> <ul style="list-style-type: none"> 畜産センター・能登町農林産物総合センター・農林水産物加工開発センター（普通財産へ移管）・福光堆肥センター・農業用研修施設 		
保有優先度	C	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 産業振興は官民連携で施策を推進すべきものである。 初期段階では町が投資を行い、自立・自走が可能となった段階で行政と民間の役割を見直す必要がある。
再編の方向性	現在の指定管理者等への民間譲渡を基本とする。		
個別施設の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 農林産物加工処理施設（柏木） 		民間譲渡が進まない場合は除却も検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ブルーベリー普及センター 		町の施策としてブルーベリーへの重点支援は段階的に終了し、民間譲渡を検討する。
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
農林産物加工処理施設 (柏木)	130	W	21	民間譲渡	—
ブルーベリー普及センター	39	W	15	民間譲渡	—

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
農林産物加工処理施設 (柏木)	民間譲渡	民間譲渡		
ブルーベリー普及センター	民間譲渡	民間譲渡		

② その他農業振興施設 【対象施設数：1】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	・ 体験農園の倉庫として利用されている。		
保有優先度	C	考え方	・ 体験農園は民間事業者でのサービス提供が可能であることから、公共サービスとしての必要性を再検討する。
再編の方向性	農園のあり方も含めて検討。		
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
七見台潮験体験農園管理棟	175	W	20	【機能】集約化 【建物】民間譲渡	—

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
七見台潮験体験農園管理棟	民間譲渡	民間譲渡も 視野に検討		

③ 漁業振興施設 【対象施設数：2】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	・ 魚価の安定や底上げには寄与しているが、設備更新等の負担が大きい。		
保有優先度	C	考え方	・ 産業振興は官民連携で施策を推進すべきものである。 ・ 初期段階では町が投資を行い、自立・自走が可能となった段階で行政と民間の役割を見直す必要がある。
再編の方向性	現在の指定管理者等への民間譲渡とする。		
個別施設の 留意事項	・ 宇出津港水産物鮮度保持施設 ・ 宇出津港水産物加工処理施設		
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
宇出津港水産物鮮度保持施設	1,601	RC	9	民間譲渡	本復旧済
宇出津港水産物加工処理施設	515	W	9	民間譲渡	本復旧済

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
宇出津港水産物鮮度保持施設	民間譲渡	調査検討・協議		
宇出津港水産物加工処理施設	民間譲渡	調査検討・協議		

④ 産業振興施設 【対象施設数：1】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	・ 設備更新時の負担が大きい。		
保有優先度	C	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 産業振興は官民連携で施策を推進すべきものである。 初期段階では町が投資を行い、自立・自走が可能となった段階で行政と民間の役割を見直す必要がある。
再編の方向性	現在の指定管理者等への民間譲渡とする。		
個別施設の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 能登海洋深層水施設 		民間譲渡が進まない場合は、当面維持することも検討する。施設・設備の更新が必要になった場合は、施設のあり方も含めて慎重に検討を行う。
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
能登海洋深層水施設	393	RC	20		本復旧済
能登海洋深層水施設 (蓄養施設)	33	W	14	維持 or 民間譲渡	

⑤ 特産物直売所 【対象施設数：2】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	・ 特産物等直売施設（桜崎直売所）は、道の駅の直売所としては規模が小さい。		
保有優先度	B	考え方	・ 民間事業者でのサービス提供が可能であるが、町の観光情報発信拠点の面もあり、行政として関与したい。
再編の方向性	保有優先度と耐用年数に加え、利用状況を勘案して鮭尾直売所は民間譲渡とするが、特産物等直売施設（桜崎直売所）は道の駅の再整備にあわせて更新する。		
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
鮭尾直売所	20	W	13	民間譲渡	—
特産物等直売施設 (桜崎直売所)	70	RC	29		
特産物等直売施設 (桜崎直売所・増築分)	59	W	10	更新	再整備予定

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
鮭尾直売所	民間譲渡	民間譲渡		
特産物等直売施設 (桜崎直売所)	更新	更新		

学校教育系施設

① 小学校 【対象施設数：5】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	<ul style="list-style-type: none"> 児童数は減少傾向にあり、複式学級も存在する。 老朽化も進行しており、修繕が増加傾向にある。 		
第1期計画からの 増減施設	【増加】 <ul style="list-style-type: none"> 宇出津小学校（増築分） 		
保有優先度	A	考え方	・ 本町においては民間参入が見込めない。
再編の方向性	「能登町立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施計画」（令和5年3月策定）に基づいて進める。		
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面 積 (m ²)	構 造	経過 年数	再編手法	被災からの対 応
宇出津小学校	6,492	RC	49	能登町立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施計画による	本復旧済
宇出津小学校 (エレベーター増築棟)	52	RC	5		
宇出津小学校 (スクールバス車庫)	57	S	14		
鵜川小学校	3,447	RC	46		
柳田小学校	5,441	RC	23		
松波小学校	4,209	RC	55	解体・新築復 旧	本復旧中
小木小学校	4,356	RC	45		

② 中学校 【対象施設数：4】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	<ul style="list-style-type: none"> 生徒数は減少傾向にあり、部活動等に影響が出ている。 能都中学校以外は老朽化も進行しており、修繕が増加傾向にある。 		
保有優先度 A	考え方	・	本町においては民間参入が見込めない。
再編の方向性	<p>「能登町立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施計画」(令和5年3月策定)に基づいて進める。</p>		
個別施設の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 雄志館 (延床面積は能都中学校の延床面積に含めて算定) 	除却し、新しく整備する総合体育館への複合化を検討。	
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
能都中学校	6,193	RC	12	能登町立小中学校 適正規模・適正配 置に関する基本方 針及び実施計画に よる	本復旧済
柳田中学校	4,457	RC	47		本復旧予定
松波中学校	5,082	RC	52		応急復旧予定
能都中学校小木校舎 (旧小木中学校)	4,884	RC	48		本復旧済、民間 活用を検討中

子育て支援施設

① 保育所 【対象施設数：3】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	<ul style="list-style-type: none"> 児童数は減少傾向にある。 		
第1期計画からの 増減施設	<p>【増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> うしつ保育所 <p>【減少】</p> <ul style="list-style-type: none"> ひばり保育所・しらさぎ保育所 		
保有優先度	B	考え方	・ 都市部においては民間運営も可能であるが、保育環境の確保のため、行政の関与が必要
再編の方向性	復興計画期間中においては、保育環境の確保のため当面は維持とするが利用状況をみて集約化も検討していく。		
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
鵜川保育所	497	W	24	維持	本復旧済
うしつ保育所	1,174	S	1	維持	—
柳田保育所	759	W	20	維持	本復旧済

② 児童館【対象施設数：2】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	<ul style="list-style-type: none"> 児童数は減少傾向にあり、施設は老朽化が進行している。 		
保有優先度	B	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 子育て環境の充実のために必要であり、民間の担い手がいなければ行政が持つことが望ましい。ただし、放課後や長期休暇期間の児童の居場所機能に関しては他の施設で代替も可能
再編の方向性	各地区における子どもの居場所機能として、維持を基本とする。 ※柳田地区の子どもの居場所機能は柳田教養文化館		
個別施設の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> まつなみキッズセンター 		令和6年に新まつなみキッズセンターを建設予定であったが、地震により保留中。
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
こどもみらいセンター	1,034	SRC	48	維持	本復旧予定
まつなみキッズセンター	466	W	52	規模縮小	本復旧済、 建替予定

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
まつなみキッズセンター	規模縮小	規模縮小し建替		

保健・福祉施設

① 社会福祉施設 【対象施設数：1】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	<ul style="list-style-type: none"> 建物全体で劣化が進行している。 開業時と比較して設備関連の劣化が進んでおり、維持管理費が大幅に増加している。 被災程度：温泉プール等（大規模損壊）、食堂・和室など（一部損壊） 		
保有優先度	B	考え方	・ 目的は町民の健康増進であるが、温浴施設の運営を行政が担う必要性は低い。
再編の方向性	<p>各小学校のプール機能を集約化し、屋内プールを整備する。新総合体育館との複合化施設として計画予定。</p> <p>温浴機能については民間による運営の可能性を検討。</p> <p>※なごみの温泉・プール棟部分は除却する。復興期において、民間の活用状況によってデイサービス・食堂部分等は残すことも検討。</p>		
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
能登七見健康福祉の郷 「なごみ」	2,527	RC	21	【機能】集約化 or 複合化 【建物】除却	民間による活用 がない場合はすべて解体予定

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
能登七見健康福祉の郷 「なごみ」	除却	民間による活用がない 場合はすべて解体		

② 介護福祉施設 【対象施設数：3】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	<ul style="list-style-type: none"> 介護報酬では採算がとれず、指定管理料が発生している。 		
保有優先度	B	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 介護需要は高いが、デイサービス単独では民間参入が困難であるため行政が関与することが望ましい。
再編の方向性	保有優先度と耐用年数に加え、町の施策を勘案して維持とする。		
個別施設の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 七見デイサービスセンター — (なごみ併設施設) 		
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数	再編手法	被災からの対応
藤波デイサービスセンター	401	RC	34	維持	—
七見デイサービスセンター	253	RC	21	【機能】廃止 【建物】維持 or 除却	民間による活用がない場合はすべて解体予定
小木デイサービスセンター	207	RC	30	維持	—
小木生きがい デイサービスセンター	232	W	24		

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
七見デイサービスセンター	維持or除却	民間による活用がない場合はすべて解体		

③ 老人福祉施設 【対象施設数：3】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	<ul style="list-style-type: none"> 笹ゆり荘は温浴施設としての機能と高齢者の集会機能を有している。 		
第1期計画からの 増減施設	<p>【減少】</p> <ul style="list-style-type: none"> 山せみ荘 		
保有優先度	B	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉の増進は町の責務であるが、高齢者の集う場としては、他の施設で代替も可能
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき、他施設への複合化を基本とする。		
個別施設の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 老人憩の家たなぎ荘 		予定していたなごみへの機能集約ができないため、現時点では維持とするが、他施設への集約化を検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉センター笹ゆり荘 		やなぎだ荘温泉センターに機能の複合化を検討。
	<ul style="list-style-type: none"> 老人憩の家九十九荘 		機能は、小木地域交流センターへ複合化する。建物は、地域移譲が進まない場合は除却する。
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
老人憩の家たなぎ荘	523	RC	46	【機能】集約化 【建物】除却	—
老人福祉センター 笹ゆり荘	648	RC	45	【機能】複合化 【建物】除却	—
老人憩の家九十九荘	129	W	40	【機能】複合化 【建物】地域移譲 or 除却	—

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
老人憩の家たなぎ荘	除却			除却
老人福祉センター 笹ゆり荘	除却		やなぎだ荘・柳田温泉センター と一体的に検討	
老人憩の家九十九荘	地域移譲or 除却	地域移譲or除却		

行政系施設

① 消防庁舎 【対象施設数：3】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	—		
保有優先度	A	考え方	・ 町民の生命と財産の保全のために行政が担う必要がある。
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき、維持とする。		
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
能登消防署 ※	1,499	RC	8	維持	本復旧済
能登消防署 柳田分署※	1,433	RC	9	維持	本復旧済
能登消防署 内浦分署	975	RC	29	維持	本復旧済

※令和8年4月からの本署機能の再編にあわせた標記としている

② その他消防施設 【対象施設数：14】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	・ 一部、規模の大きい分団詰所が存在するため、規模の適正化が必要である。		
第1期計画からの 増減施設	<p>【増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> 松波分団詰所（都市公園のトイレ機能含む） <p>【減少】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上町分団斎和部詰所・小間生分団詰所 		
保有優先度	A	考え方	・ 町民の生命と財産の保全のために行政が担う必要がある。
再編の方向性	<p>現時点では、分団の再編には言及しない。</p> <p>令和27年度時点で耐用年数を迎えないものは、維持とし、更新が必要なものは適正な規模で更新を行う。（基準面積を120m²と設定する）</p>		
個別施設の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 宇出津第1・第2分団詰所（旧宇出津分署） 更新時には規模縮小を検討する。（基準面積200m²） 		
備考	<ul style="list-style-type: none"> 分団を再編する際には、集約化を検討する必要がある。 小間生分団詰所は、令和6年地震により解体したが、令和7年に建替。 		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
宇出津第1・第2分団詰所（旧宇出津分署）	1,619	RC	44	規模縮小	本復旧済
高倉分団詰所	132	S	28	維持	—
神野分団詰所	84	S	43	更新	本復旧済
三波分団詰所	100	S	41	更新	—
鵜川分団詰所	156	S	42	規模縮小	本復旧予定
山田分団詰所	120	S	40	維持	本復旧済
柳田地区消防団拠点施設 (柳田分団詰所)	160	S	27	維持	本復旧済
上町分団詰所	69	W	29	維持	本復旧済
岩井戸分団詰所	60	W	36	維持	本復旧済
(小間生分団詰所) ※	(100)	W	1	維持	解体・建替済 ※R7に新しく建てたため、 集計からは除外。
松波分団詰所	150	W	3	維持	—
秋吉分団詰所	89	W	29	維持	本復旧済
不動寺分団詰所	89	W	25	維持	本復旧済
白丸分団詰所	89	W	27	維持	本復旧予定
小木分団詰所	173	W	51	規模縮小	R7 更新予定

※R7に建替えたため集計からは除外している

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
宇出津第1・第2分団詰所 (旧宇出津分署)	規模縮小		適正な規模で計画的に更新を検討	
神野分団詰所	更新		適正な規模で計画的に更新を検討	
三波分団詰所	更新		適正な規模で計画的に更新を検討	
鵜川分団詰所	規模縮小		適正な規模で計画的に更新を検討	

③ 行政庁舎 【対象施設数：1】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	・ 行政庁舎と総合支所の再編は終了しており、令和元年度に建設された施設である。		
保有優先度	A	考え方	・ 行政の拠点である。
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき、維持とする。		
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
能登町役場	6,414	RC	6	維持	本復旧予定

④ 総合支所 【対象施設数：1】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	・ 行政庁舎と総合支所の再編は終了しており、令和元年度に建設された施設である。		
保有優先度	A	考え方	・ 行政の拠点である。
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき、維持とする。		
備考	・ 内浦総合支所は複合施設 (P4-56) として取り扱うためここでは掲載していない。		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
柳田総合支所	494	W	6	維持	本復旧済

⑤ その他行政系施設【対象施設：5】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	<p>【崎山山村開発センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 能都地区の有線テレビ施設のセンター設備がある。さらに、社会福祉協議会、能登中央訪問看護ステーション、のと食品衛生協会が入居している。 <p>【情報ネットワークセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柳田地区の有線テレビ施設と自主放送のスタジオがあるが、延床面積としては過大である。 <p>【防災備蓄倉庫】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に旧上町保育所を改修し、防災備蓄倉庫とした。 防災備蓄計画の改定にあわせて、新防災備蓄倉庫の整備を検討する。その際には規模の適正化と配置場所の検討が必要 				
	<p>【増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小木地域交流センター 				
	保有優先度	A	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 機能としては必要であるが、施設自体は、遊休施設を活用することも考えられる。 	
再編の方向性	<p>保有優先度の考え方に基づき、機能としては維持するが、崎山山村開発センターと情報ネットワークセンターは、有線テレビ・インターネット機能の民間移行の状況にあわせて再編方法を検討する。</p>				
個別施設の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 防災備蓄倉庫 			<p>防災備蓄計画の改定にあわせて、新防災備蓄倉庫の整備を検討する。その際には規模の適正化と配置場所の検討が必要</p>	
備考	<p>—</p>				

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数	再編手法	被災からの対応
崎山山村開発センター	645	RC	50	【機能】 複合化（新設）or 複合化（共用化） 【建物】除却	本復旧済
情報ネットワークセンタ	462	RC	44	除却	本復旧済
柳田地区水防倉庫	221	RC	35	維持	—
防災備蓄倉庫	515	RC	30	更新	本復旧済
小木地域交流センター	565	RC	5	維持	—

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
崎山山村開発センター	除却	民間移行の状況にあわせて検討		
情報ネットワークセンター	除却	民間移行の状況にあわせて検討		
防災備蓄倉庫	更新	新防災備蓄倉庫 を検討・整備		

公園

① 公園施設 【対象施設数：2】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	・ 現在使用されていない施設もある。		
保有優先度	B	考え方	・ 公園は広く町民が利用できる憩いの場であり、本町においては観光振興にも寄与している。
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき維持を基本とするが、使用していない施設を除却したうえで、維持する。		
個別施設の 留意事項	—		—
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
真脇遺跡公園	114	S	32	維持	本復旧済
柳田植物公園 (野外ステージ)	721	S	21	維持	本復旧予定
柳田植物公園 (山野草等育苗施設)	296	S	30		
柳田植物公園 (作業所)	101	W	40		
柳田植物公園 (トイレ・お祭り広場)	33	CB	39		
柳田植物公園 (トイレ・駐車場)	27	W	31		
柳田植物公園 (水車小屋・土蔵)	65	W	40		

供給処理施設

① 廃棄物処理施設 【対象施設数：2】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	—			
第1期計画からの 増減施設	【減少】 ・内浦埋立処分場（管理棟）			
保有優先度	A	考え方	・ 行政として担うべき機能である。	
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき、機能としては維持する。			
個別施設の 留意事項	・ 衛生センター		当面は維持するが、今後広域連携の可能性も検討する。	
備考	—			

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
衛生センター	1,198	SRC	36	維持	本復旧済
能都埋立処分場（管理棟）	46	S	29	維持	本復旧済

② 火葬場 【対象施設数：1】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	—			
保有優先度	A	考え方	・ 行政として担うべき機能である。ただし、広域連携の可能性も考えられる。	
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき、維持とする。			
備考	—			

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
能登三郷斎場（火葬場）	1,590	RC	29	維持	本復旧済

③ 葬祭場 【対象施設数：2】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	<ul style="list-style-type: none"> 建物、設備とも劣化がみられ、修繕等維持管理費が増加している。 		
保有優先度	C	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境の向上と住民の利便性向上のため、火葬場に併設された葬祭場として整備されたが、近年は民間サービスが主となっている。
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき民間譲渡とし、サウンディング調査等、別途調査を行う。		
個別施設の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 能登三郷斎場（多目的交流センター 第1ホール） 能登三郷斎場（多目的交流センター 第2ホール） 		火葬場と一体となっているため、民間譲渡方法については今後検討する。（区分所有等）
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
能登三郷斎場(多目的交流センター 第1ホール)	777	RC	29	民間譲渡	本復旧済
能登三郷斎場(多目的交流センター 第2ホール)	764	RC	19	民間譲渡	本復旧済

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
能登三郷斎場（多目的交流センター 第1ホール）	民間譲渡	調査検討・民間譲渡		
能登三郷斎場（多目的交流センター 第2ホール）	民間譲渡	調査検討・民間譲渡		

④ その他供給処理施設【対象施設数：1】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	・ 環境資材倉庫の一部建物については、廃棄物収集業者の詰所として利用されている。		
第1期計画からの 増減施設	—		
保有優先度	C	考え方	・ 利用状況と設置目的が乖離している施設であり、施設のあり方を見直す。
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき、廃止を基本とするが、環境資材倉庫が担う倉庫機能は他施設への複合化を検討する。		
個別施設の 留意事項	・ 環境資材倉庫	倉庫機能は、利便性の高い立地への移転（複合化等）も含めて検討する。 詰所機能は利用している企業への譲渡を行う。	
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
環境資材倉庫	346	RC	14	複合化（新設） or（共用化） 民間譲渡 or 維持	—

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
環境資材倉庫	民間譲渡	複合化（新設）or（共用化） 民間譲渡 or 維持		

その他

① 公共交通施設 【対象施設数：3】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	—			
保有優先度	C	考え方	・ 乗務員休憩所は公共交通事業者が整備・保有することが基本の施設であり、行政として担う必要性は低い。	
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき、バス事業者への民間譲渡とする。			
備考	—			

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
バス乗務員休憩所	49	W	10	民間譲渡	本復旧済
柳田天坂バス停留所	49	W	23	維持	—
小木港バス待合所	54	W	20	維持	—

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
バス乗務員休憩所	民間譲渡	民間譲渡に向け協議		—

② トイレ 【対象施設数：6】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	—			
保有優先度	B	考え方	・ 不特定多数の人が利用する、公衆トイレの機能は必要	
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき、維持を基本とするが、利用状況を精査し、除却も検討する。ただし、除却前に地域移譲を打診する。			
個別施設の 留意事項	・ 日和山公園 便所		令和5年から地区管理に変更したが、地区管理も終了となった。利用状況を鑑み除却予定。	
備考	—			

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
ベイエリアポケットパーク公衆便所	58	RC	31	除却	解体予定
藤波長島公園トイレ	14	RC	23	維持	本復旧済
岩井戸休憩所	50	W	24	維持	本復旧済
秋吉あまめはぎ公園 便所	43	W	34	維持	本復旧済
日和山公園 便所	8	W	25	除却	解体予定
赤崎公衆便所	6	W	19	維持	本復旧済

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
ベイエリアポケットパーク 公衆便所	除却	解体 ※2025で実施		
日和山公園 便所	除却	解体		

複合施設

【対象施設数：4】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	・ 複合施設のため、複数の機能を有している。		
保有優先度	—	考え方	個々の機能については各機能の保有優先度の考え方 に準ずる。
再編の方向性	耐用年数を迎えないものは維持を基本とするが、鵜川公民館（公民館・鵜川支所）の公民館部分は、適正な規模※で更新する。 ※公民館（P4-18）と同様に、基準面積を概ね 400 m ² と設定する。		
個別施設の 留意事項	・ 鵜川公民館 (公民館・鵜川支所)		更新時に、公民館部分の規模を適正化する。 支所の面積は更新時に検討する。
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
鵜川公民館（公民館・鵜川支所）	887	SRC	47	規模縮小	応急復旧済、 建替予定
観光・地域交流センター (コンセールのと) (宇 出津公民館・中央図書 館・バス待合所・観光情 報ステーション)	1,997	W	11	維持	本復旧予定
小木地域交流センター (小木支所・小木公民 館)	907	S	34	維持	本復旧済
内浦総合支所（総合支 所・松波公民館・松波図 書館（分館））	1,888	S	6	維持	本復旧済

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
鵜川公民館（公民館・鵜川 支所）	規模縮小	規模縮小し建替		

用途廃止施設

譲渡検討施設

① 旧施設 【対象施設数：6】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	<ul style="list-style-type: none"> 今後利用しない施設は、順次除却を進める。 内浦クリーンセンターの旧車庫棟はごみ袋倉庫として利用しており、現在はごみ袋倉庫兼防災備蓄倉庫のみの状態。 内浦クリーンセンターの一部建物については、廃棄物収集業者の詰所として利用されている。 		
第1期計画からの 増減施設	<p>【減少】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧鵜川小学校・旧瑞穂小中学校・旧能登町役場・旧柳田小学校・旧内浦健康福祉センター・旧内浦庁舎・旧神野小学校（校舎棟部分）・旧松波駅・内浦クリーンセンター（倉庫以外）・フルーツ管理センター（倉庫以外） 		
保有優先度	C	考え方	・ 公共サービスを提供する施設としての役割を終えたものである。
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき、順次除却を進める。ただし、旧真脇小学校は、収蔵物の集約先として活用する。		
個別施設の 留意事項	・ 旧真脇小学校	・ 令和6年に文化財収蔵庫へ転用済。	
	・ 旧神野小学校 (体育館部分)	・ 令和6年に民間へ貸付を実施。令和7年民間譲渡予定。	
	・ 旧内浦クリーンセンター	倉庫機能のみ	
	・ 旧フルーツ管理センター		
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床 面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
旧三波小学校	2,574	RC	47	(除却)	—
旧神野小学校 (屋内運動場)	1,665	RC	40	(民間譲渡)	—
旧宇出津公民館	890	RC	49	(除却)	—
旧フルーツ管理センター	40	RC	29	(維持)	※現時点では倉庫機能のみ
旧訪問看護ステーション 事務所	36	S	53	(除却)	—

旧内浦クリーンセンター (車庫棟)	225	S	28	(維持)	※現時点ではごみ 袋置き場兼備蓄 倉庫のみ
----------------------	-----	---	----	------	-----------------------------

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
旧施設	(除却)	順次除却		

② 普通財産 【対象施設数：7】

【全体の方針】

現状と課題 (震災前)	<ul style="list-style-type: none"> 普通財産は下記のとおり、貸付をしている。 <p>【旧神野保育所】民間企業</p> <p>【旧柳田分署】障がい者就労施設</p> <p>【旧内浦町農業総合センター】内浦町農業協同組合</p> <p>【元小木漁協倉庫】小木区</p> <p>【旧内浦土地改良区事務所】訪問看護ステーション</p> <p>【能登自動車学校】株式会社能登自動車学校</p> <ul style="list-style-type: none"> 下記は、貸付を予定している。 <p>【能登広域勤労青少年ホーム】事業者公募予定</p>		
第1期計画からの 増減施設	<p>【増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> 能登自動車学校・能登広域勤労青少年ホーム <p>【減少】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧公用車駐車場・旧小間生公民館・旧小木幼稚園・旧農林水産物加工開発センター 		
保有優先度	C	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 公共サービスを提供する施設としての役割を終えたものである。
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき、譲渡や売却、貸付を検討し、改修や更新は行わない。		
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
旧神野保育所	320	RC	39	(削減)	—
旧能登広域勤労青少年ホーム	523	RC	37	(削減)	—
旧柳田分署	358	RC	不明	(削減)	—
旧内浦町農業総合センター	494	W	37	(削減)	—
旧小木漁協倉庫	337	S	20	(削減)	—
旧内浦土地改良区事務所	87	不明	不明	(削減)	—
能登自動車学校	901	RC	—	維持	—

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
普通財産	(削減)	順次譲渡、売却、 除却		

③ 譲渡検討施設 【対象施設数：1】

【全体の方針】

現状と課題	・ 金沢大学に利活用されている。
保有優先度	— 考え方 —
再編の方向性	金沢大学に譲渡を検討する。
備考	—

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過 年数	再編手法	被災からの対応
能登海洋水産センター	1,044	S	6	(民間譲渡)	本復旧済

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期（5年）	中期（5年）	後期（10年）
		2026-2030	2031-2035	2036-2045
能登海洋水産センター	(民間譲渡)	譲渡に向け 金沢大学と協議		

5章 再編の効果

1 公共施設延床面積の削減効果

第4章で示した方向性に基づいて、計画期間内における公共施設延床面積の削減状況のシミュレーションを行う。なお、主な算定条件については以下のとおりとする。

【シミュレーション上の算定条件】

(1) 全体に関する条件について

① 削減対象とする施設の設定について

- ・ 廃止（除却、転用、民間譲渡、地域移譲）と判断されたものは削減と設定
- ・ 被災の状況を踏まえ、解体済や解体予定等と判断されたものは削減と設定
- ・ 各地区（能都・柳田・内浦地区）に施設のある野球場と体育館は、今後、いずれかの地区に機能集約することを想定し、集約後の建物は削減と設定
- ・ 姫交流センターの再編手法は「維持 or 除却」としているが、除却は財産処分制限期間終了後に検討するため、削減しない設定
- ・ 九里川尻野営場の再編手法は「維持 or 譲渡」としているが、保有優先度 B のため削減しない設定

② 更新面積の設定について

- ・ 公民館は、更新する基準面積を 400 m²と設定
- ・ 小間生分団詰所と小木分団詰所は、更新面積を 120 m²と設定（いずれも令和 7 年に更新/新築建替え：小間生分団詰所、規模縮小建替え：小木分団詰所）
- ・ 野球場は、内浦野球場 (81 m²)、能都野球場 (42 m²)、柳田野球場の規模 (87 m²) を保有しているが、集約化により柳田野球場の規模 (87 m²) への規模縮小と設定

(2) 小学校及び中学校の取扱いについて

- ・ 小学校及び中学校の再編については、「能登町立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施計画」（令和 5 年 3 月策定）に基づいて進めるが、将来的に子どもの数は減っていくことが人口推計においても示されているため、小学校においては、全体の施設削減目標である 36% を削減面積と設定

(3) 新設する施設について

- ・ 松波小学校（校舎及び屋内運動場）は、現状の規模と同規模（計 2,736 m²）で令和 7 年度以降に新設するものとして設定

- ・ まつなみキッズセンターは、現状の規模（466 m²）から規模縮小（公民館と同様、基準面積を 400 m²）し、令和 8 年度以降に新設するものとして設定
- ・ 能都体育館、柳田体育館、内浦体育館、内浦スポーツ研修センター等の機能を集約した統合体育館は今後規模等を含めて計画していくことになるが、令和 8 年度以降に新設するものとして 4,900 m²と設定

【延床面積の削減効果】

削減目標面積(R 7.4.1 保有面積ベース)の 49,175 m²(目標対象面積 136,599 m² × 36%)に対し、再編方針に基づき本計画を進めていくと、50,488 m² (目標対象面積 136,599 m² - 削減後面積想定 86,111 m²) の延床面積を削減することとなり、目標を上回る削減効果が期待できる。

削減目標面積 49,175 m²

削減率 : 36%

目標に対し
+1,313 m²の削減

削減面積 : 50,488 m²

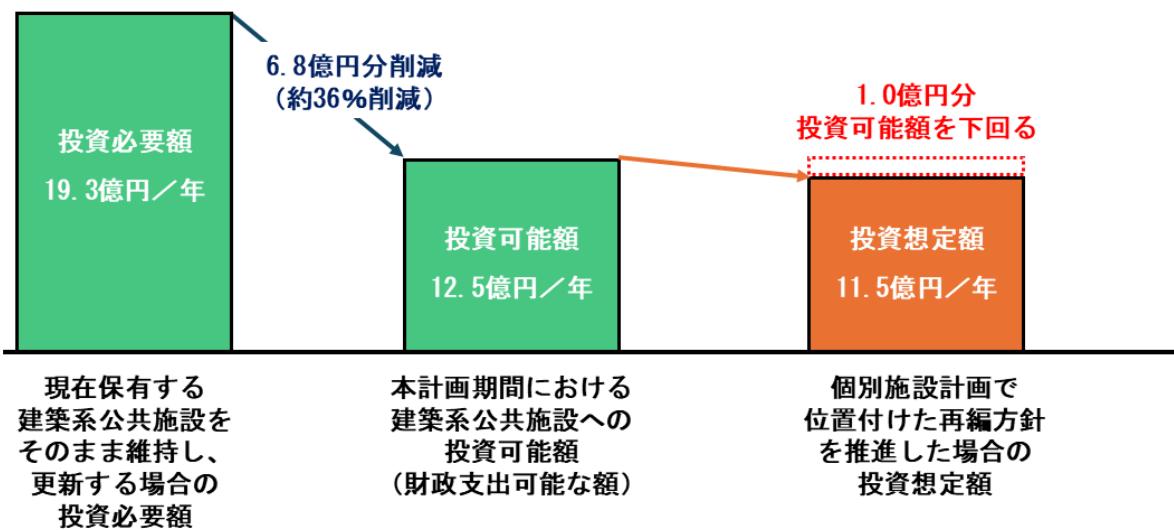
削減率 : 37%

2 今後の課題

(1) 財源の積立

建築系公共施設の投資想定額は、第2期能登町公共施設個別施設計画を推進することにより、年間11.5億円となる見込みである。町が財政支出可能な額としての投資可能額は年間12.5億円と設定しているため、年間1.0億円程度の財源の余剰分が生まれる結果となった。昨今の物価高騰の影響や能登半島地震等の被害からの復旧等に備え、この財源の余剰分は建設費・修繕費等の高騰への対応や町民サービスへの還元に資する財源として活用する。

図5-1：個別施設計画を推進することによる更新経費の見込み



(2) 社会情勢等の変化

本計画は計画期間を20年間としており、計画期間内の方向性を示している。本計画は5年ごとに見直すこととしているが、令和6年能登半島地震等からの復旧・復興の進捗及びその他の社会情勢の変化（建設費高騰等）により現時点で示している方向性については適宜見直すことが必要である。

特に、復旧・復興に関連する施設の改修や更新等を検討するにあたっては、国等の補助事業の活用を図りながら、町財政に極力負担のかからないよう配慮していくことが必要となる。

6章 計画の推進方策

1 計画を着実に推進するための方針

公共施設の保有量等の適正化や再編は、短期間に進むものではないことから、中長期的な視点により、着実に実行していく必要がある。一方で、社会情勢の変化に伴い、公共施設の利用ニーズについても変化していくことが予想されることから、町民の方々との情報共有を密にし、官民が連携して公共施設マネジメントに取り組む必要がある。

また、計画期間内に再編を行わない施設においても、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

2 計画の進捗管理・見直し

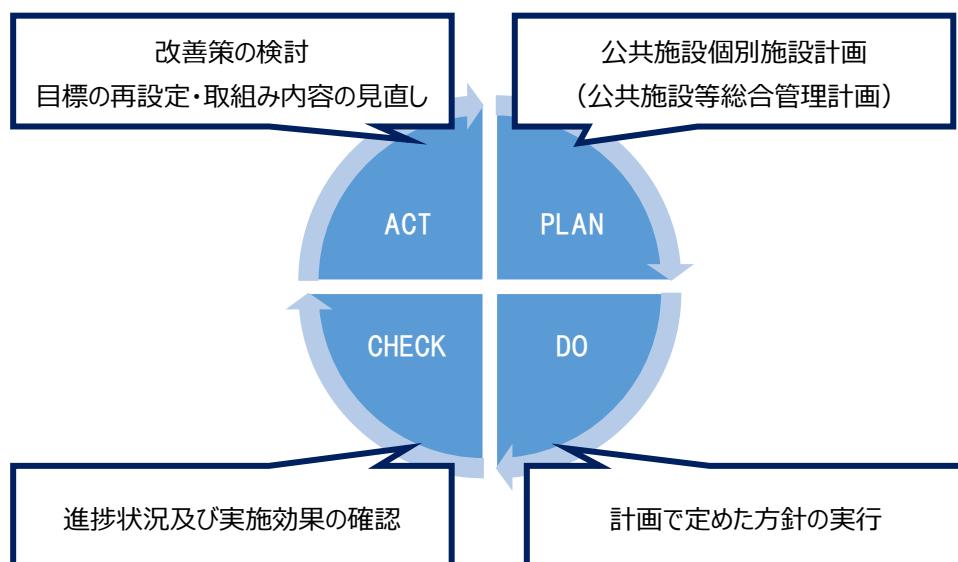
本計画を着実に進めていくために、PDCA サイクルによるフォローアップを実施し、公共施設で提供する行政サービスの量及び質のマネジメントを行う。

毎年、各施設の利用状況や経費等の増減、短期的に取り組む事業・個別施設の再編方針の進捗状況を確認し、目標の達成状況や実施効果を評価する。

また、各施設の運営実態や本計画の進捗状況、関連計画の更新時期等を考慮しながら、適宜計画の見直しを行う。

なお、本計画で計画期間内に再編対象となっている施設のうち、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理期間の更新を迎える前に施設や提供サービスのあり方について不断の検討を行う。

図 6-1：フォローアップの実施方針



3 推進体制

(1) 全庁的な取組みの推進

本計画の推進を図るため、施設重視から機能重視へ発想を転換するという考えに基づき、本町の施設全体を統括する公共施設マネジメント推進委員会を設置する。また、当該委員会だけでなく施設所管部門、総務部門など全庁的な連携及び調整を行うとともに、町民や議会等との情報共有や合意形成を図りながら、個別施設の再編方針に沿って取組みを進めていく。

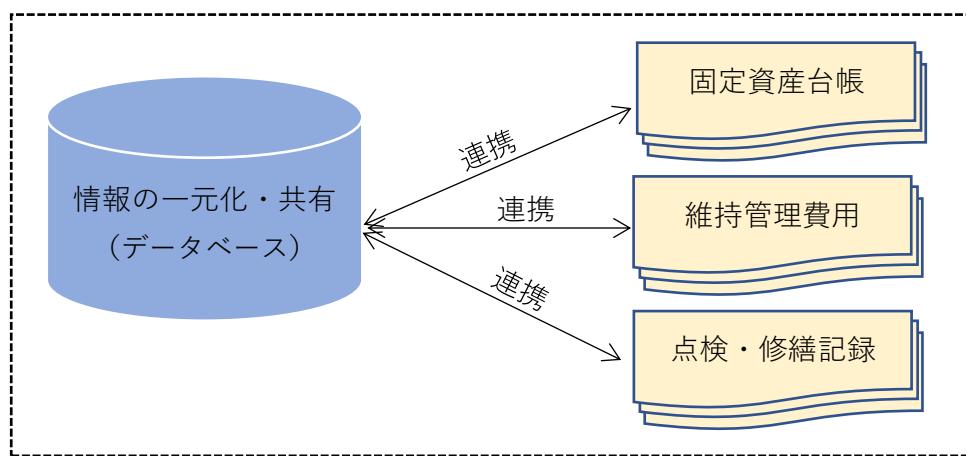
再編に係る個別のプロジェクトについては、プロジェクトごとに部署横断的なチームを立ち上げ、多角的に検討する体制を構築する。

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨からの復旧復興に関する主管部局との連携を図り、施設方針の更新を適宜図る。

(2) 施設情報の一元化

固定資産台帳、維持管理費用、点検・修繕の記録など公共施設の維持管理情報を一元化し、データを蓄積することにより効果的・効率的な維持管理を進めていくとともに、施設を客観的に評価できる仕組みを構築する。

図 6-2：施設情報の一元化イメージ



4 計画推進にあたっての施設改修方針とその財源

施設の改修・建替え等にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが使いやすい施設となるように努める。

公共施設再編における新設や改修、長寿命化については、補助金や地方債等の有利な財源を充当することを基本とする。

しかし、補助金や地方債を施設の改修・修繕に充当すると、一定期間は財産処分の制限が発生することから、先に示した対策の実施期間が先延ばしとなり、本計画が達成されないお

それがある。

このため、計画期間内に「除却」、「民間譲渡」及び「地域移譲」、並びに「複合化」、「集約化」による使用停止の方向性が示された施設、また「更新」、「規模縮小」により機能として継続利用するものの、建物の更新を行う方向性が示された施設においては、補助金や地方債を充当することなく、必要最低限の修繕にとどめることとし、財源は基金で対応していくことを原則とする。

また、計画期間内に「更新」や「規模縮小」として継続利用の方向性が示された施設においては、災害等により予期せぬ改修が発生した場合、再編の方向性や対策の実施時期の再検討を行う。

5 本計画の対象施設ではない施設との連携

本計画の対象外とした町営住宅や医療施設、バス待合所等も町民の暮らしを支える重要な施設であるため、本計画と連携を図りながら取組みを進める。

(1) 町営住宅

町営住宅（公営住宅、特定公共賃貸住宅、単独住宅）に関しては、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、改善等を進めていくこととしている。

また、用途廃止となった公営住宅等の跡地活用においては周辺に立地する公共施設の「個別施設の方針」も考慮する必要がある。

(2) 医療施設

公立宇出津総合病院については「新・公立宇出津総合病院改革プラン」並びに平成30年度に策定した「公立宇出津総合病院修繕計画」に基づき、計画的な施設改修・更新・長寿命化を図っていく。

(3) バス待合所

本計画の対象としているバス待合所は、トイレを併設したもののみであるが、他にもトイレを併設していないバス待合所を保有している。また、地区所有のバス待合所も存在している。

トイレを併設していないバス待合所については、地区と協議し地域移譲を進める。

第2期能登町公共施設個別施設計画

令和8年 月策定

〒927-0492

石川県鳳珠郡能登町字宇出津卜字 50 番地 1

能登町役場 企画財政課

TEL : 0768-62-8535

FAX : 0768-62-4506 【代表】

